

令和2年6月宮崎県定例県議会  
商工建設常任委員会会議録  
令和2年6月18日～19日

場 所 第5委員会室

令和2年6月18日(木曜日)

委員 前屋敷 恵 美

午前10時00分開会

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第7号 工事請負契約の変更について
- 議案第8号 工事請負契約の変更について
- 議案第12号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて
  - ・令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
  - ・令和元年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
  - ・宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について
  - ・令和元年度の企業立地の状況について
  - ・県営国民宿舎等の時期指定管理候補者の選定について
  - ・株式会社ターバン宮崎ソーイングについて
  - ・新型コロナウイルス感染症への対応について
  - ・次期指定管理者の指定について
  - ・高速道路等の整備状況と主な課題について

出席委員(8人)

委員	長	武田	浩一
副委員	長	坂本	康郎
委員		外山	衛
委員		山下	博三
委員		西村	賢
委員		日高	利夫
委員		田口	雄二

説明のため出席した者

商工観光労働部	
商工観光労働部長	松浦 直康
商工観光労働部次長	岩本 真一
企業立地推進局長	中嶋 亮
観光経済交流局長	丸山 裕太郎
商工政策課長	山下 弘
経営金融支援室長	長倉 佐知子
企業振興課長	串間 俊也
食品・メディカル産業推進室長	日高 一興
雇用労働政策課長	兒玉 洋一
企業立地課長	大衛 正直
観光推進課長	高橋 智彦
スポーツランド推進室長	飯塚 実
オールみやざき営業課長	平山 文春
工業技術センター所長	藤山 雅彦
食品開発センター所長	山田 和史
県立産業技術専門校長	矢野 雅博
県土整備部	
県土整備部長	明利 浩久
県土整備部次長(総括)	吉村 達也
県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)	西田 員敏
県土整備部次長(都市計画・建築担当)	石井 剛
高速道対策局長	廣松 新
管理課長	斎藤 孝二
用地対策課長	伊豆 雅広
技術企画課長	境 光郎

工事検査課長	杉本一隆
道路建設課長	国府紀夫
道路保全課長	有馬誠
河川課長	小倉弘康
ダム対策監	平島充治
砂防課長	小牧利一
港湾課長	平部隆典
空港・ポート セールス対策監	大浦浩一朗
都市計画課長	横山義仁
美しい宮崎づくり 推進室長	梅下利幸
建築住宅課長	金子倫和
営繕課長	巢山昌博
施設保全対策監	日高誠
高速道対策局次長	多田昌志

事務局職員出席者

議事課主査	井尻隆太
議事課主査	増本雄一

○武田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、

部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○松浦商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております商工建設常任委員会資料の表紙を御覧ください。

目次のところがございますけれども、本日は4つの項目につきまして、それぞれ御説明、御報告させていただきます。

まず、Ⅰ、補正予算についてでございます。

新型コロナウイルス対策等に伴います、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」、それから昨日上程させていただきました、議案第12号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」について、それぞれ御説明させていただきます。

Ⅱ、報告承認事項でございますが、これは、5月に行いました専決処分の内容につきまして御説明するものでございます。

それから、Ⅲ、報告事項であります。これは、県有車両による交通事故に關しまして損害賠償額を定めたことにつきましての御報告でございます。

Ⅳ、その他報告事項でございます。

宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について、以下、ここに3つ項目がございますが、本日、株式会社ダーバン宮崎ソーイングについて、追加の資料をお配りさせていただいております。これを合わせまして4件、御報告させていただきます。これを合わせまして4件、御報告させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○武田委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○松浦商工観光労働部長 私の方から、補正予算の概略につきまして、全体像をまず御説明させていただきます。

委員会資料の1ページをお開きください。

まず、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」であります。これは、新型コロナウイルス感染症対応に係る事業、それから新たに国庫補助等の交付決定があったもの等につきまして、事業を計上しているものでございます。

当部の一般会計歳出の合計額であります。表にありますように、補正前の額が447億7,075万7,000円、それから補正額が22億2,321万2,000円、補正後の額は469億9,396万9,000円となります。

続きまして、議案第12号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」であります。これは、小規模事業者事業継続給付金及び融資対策につきまして、予算の引上げ等をお願いをしているものでございます。

一般会計歳出の合計額といたしまして、補正前の額が469億9,396万9,000円、補正額が69億5,153万3,000円、補正後の額が539億4,550万2,000円となります。

議案第12号に関しましては、併せて債務負担行為の限度額の変更をお願いしております。

表にありますとおり、中小企業融資制度の損失補償につきまして、限度額の欄にあります。1億8,500万円となっているところを2億6,000万円に引き上げたいと考えております。

それから、専決処分の内容について、少し御説明いたします。

委員会資料の29ページをお開きください。

これは、5月15日に専決処分させていただいた

たものですけれども、小規模事業者事業継続給付金につきまして、給付金の申請が当初の見込みを上回ったことから増額が必要となり、補正額の欄にあります。3億708万4,000円の補正を行ったものでございます。

委員会資料の2ページにお戻りください。

この表は、当部の各課の予算につきまして、4月補正後の予算額、5月の専決処分、6月補正の第4号、第5号、そして補正後の額という形で整理したものでございます。後ほど御確認いただければと考えております。

3ページをお開きください。

6月補正予算案の基本的な考え方を少し御説明させていただきます。

まず、1の県内経済の概況でございます。このページの真ん中辺りにあります円グラフを御覧ください。

民間信用調査会社がアンケート調査を行っておりまして、5月上旬の状況でございますけれども、新型コロナによる影響がないと答えたところが3%ということでございます。97%、非常に広い範囲に影響が出ている、あるいは可能性があるという状況でございます。

こうしたことを踏まえまして、2の国における事業者支援の取組でございます。

(1)の持続化給付金につきましては、括弧書きで、本県の状況、対応とありますけれども、この給付金は、原則、オンラインによる申請ということでございます。インターネット環境のない事業所のサポートも必要ですので、国では、順次サポートセンターを設置しておりまして、県内でも9か所に設置されている状況でございます。

4ページを御覧ください。

(2)の雇用調整助成金であります。

段落の2段目を御覧ください。

国の2次補正予算の中では、助成金の上限額の引上げ、それから労働者が自ら申請できる制度の創設も盛り込まれているところがございます。

(3)の家賃支援給付金であります。

これも国の2次補正予算であります。売上げが大幅に落ち込む事業者に対しまして、家賃の3分の2を最大6か月間支給する制度が盛り込まれております。

(5)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

これも第2次補正予算の中で、2兆円の増額が決定したところがございます。

次に、3の県における事業者支援の取組であります。

(1)の事業の継続への取組でございますが、①の中小企業融資制度につきまして、ページをおめくりいただきたいと思いますが、一番上に表がございます。これの左側のほうですけれども、信用保証協会の保証承諾の実績でございます。

3月以降の合計のところを見ていただきますと、2,982件、441億円余の保証が既になされている状況でありまして、非常にその影響が大きいと実感しております。

②の小規模事業者事業継続給付金でございます。

表にありますとおり、申請書の受付件数が、5月の末日現在で4,946件、既に支給した額が8億9,780万円となっております。

③の休業要請協力金ですが、表にありますとおり、申請書の受付件数が1,945件となっております。既に支払った額が5月末現在で1億6,140万円となっております。

④の宿泊事業者誘客準備支援事業であります。これは、宿泊事業者が行います安全・安心のための受入環境の整備に対する支援、それから県民の応援消費のための旅行キャンペーンも実施するものがございますけれども、アの受入環境整備につきましては263件の申請が既に上がっている状況でございます。

それから、イの県民旅行応援キャンペーンでございますが、明日19日から販売を開始することとなっております。

6ページを御覧ください。

②のプレミアム付食事券でございます。

これは、総合政策部のほうで行っておりますが、既に販売を開始しております。

次に4の県内市町村における事業者支援の取組でございます。

国の支援、県の支援を前提といたしまして、各市町村におきましては、地域の実情に応じて給付金、家賃補助、商品券等々の取組が行われているところがございます。

5の6月補正予算案に係る基本的な考え方でございますが、次の8ページを御覧ください。

これは、5月28日の本部会議において決定した新型コロナウイルス感染症経済対応方針の概要でございます。

4の当面の施策展開のところにありますように、(1)の感染拡大防止策による経済活動の基盤づくり——これは、医療検査体制の充実でありますとか、新しい生活様式の標準装備化といったところがございます。

それから、(2)の地域経済の再始動と更なる活性化に向けた取組、(3)の持続可能な経済・社会づくりを加速する取組、この3つの柱で当面取り組んでいくこととしておりまして、当部におきましても、この柱立てに沿った事業組み

を行っているところでございます。

6ページにお戻りいただけますでしょうか。

(1)の地域経済の再始動と更なる活性化に向けた取組であります。①応援消費プレミアム付商品券発行事業をお願いしております。

それから、②の、みやざき商店街にぎわい回復事業であります。これは、商店街等が新しい生活様式に合わせて感染防止対策を両立させたイベントの開催、あるいはプロモーションを行う場合に支援しようという事業でございます。

ページをおめくりいただきまして、7ページを御覧ください。

③の旅して応援！旅行商品造成等支援事業であります。

宿泊事業者へのクーポン券の発行事業は、既に進めておりますけれども、これ以外に日帰り旅行でありますとか、隣県からの誘客等に使いことうという事業でございます。

(2)持続可能な経済・社会づくりを加速する取組であります。①の地域中小企業等回復支援事業は、県内の中小企業が新たに事業を拡大しようとか、それから今の事業を再始動させようというときの資金等の支援する事業でございます。

④のサプライチェーン対策等県内投資促進補助事業は、国内回帰する企業の進出など、新たなメニューを設けまして、県内の投資に対する支援を行ってことうというものでございます。

9ページ、10ページを御覧ください。

県内の各市町村におけるそれぞれの取組の主なものを整理したものでございますので、後ほど御確認いただければと思います。

12ページをお開きください。

先ほどの柱立てに基づいて事業組みを行ったものにつきまして、それぞれ議案に沿って整理

し直したものでございます。

議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」、それから議案第12号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」ということですが、第4号につきましては、新型コロナウイルス対策、それからその他の事由によるものがそれぞれ事業として入っております。

具体的な内容については、それぞれの担当課より説明させたいと思っております。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

**○山下商工政策課長** 商工政策課でございます。

議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」につきまして御説明いたします。

お手元の令和2年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、43ページをお開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計9億2,910万円の増額補正をお願いするものであります。

補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にありますとおり、402億6,772万円となります。

ページをめくっていただきまして、45ページをお開きください。

補正の内容であります。 (事項) 中小商業活性化事業費につきまして、説明欄の新規事業、応援消費プレミアム付商品券発行事業と、新規事業、みやざき商店街にぎわい回復事業をお願いするものであります。

各事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。

新規事業、応援消費プレミアム付商品券発行事業でございます。

1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県内経済は著しく低迷しておりますことから、経済の再始動に向けた取組として、市町村と連携し、県民の消費喚起を図るためのプレミアム付商品券発行事業を実施するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は9億1,710万円で、財源は一般財源、事業の実施主体は市町村であります。

事業内容ですが、プレミアム率が30%となる商品券発行事業を行うため、市町村にプレミアム分と事務経費を補助するものであります。

商品券の発行総額は約50億円を予定しており、各市町村において、順次発行することとしております。

3の事業の効果ですが、商品券発行事業を県と市町村が連携して行うことにより、経済の再始動に向けて県民に強いメッセージを伝え、消費喚起を図ることで、経済の回復が進められるものと考えております。

資料の一番下のプレミアム付商品券のイメージの図を御覧ください。

当初説明しておりました資料には、購入者負担が100%、県と市町村の負担が30%、全体で130%と記載しており、誤った表現がございましたので、おわびいたしまして、訂正の上、改めて御説明させていただきます。

額面1万3,000円の商品券の場合、購入者の負担は1万円となります。県と市町村で、プレミアム分となる3,000円を負担するものでございます。

商品券の種類としては、額面で1万3,000円や6,500円といったものを発行する市町村が多いように聞いておりますが、この商品券の発行総額が県全体で約50億円となる見込みであります。

次に、14ページを御覧ください。

新規事業、みやざき商店街にぎわい回復事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、来客数や売上げが減少している商店街に人を呼び込み、消費を促すことで、地域経済の回復を進めるとともに、感染拡大防止のための新しい生活様式に対応した商店街やイベントのモデルを構築し、その取組を県内の他の商店街に波及させるものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は1,200万円で、財源は国庫補助金及び一般財源、事業の実施主体は県であります。

事業内容でございますが、県内各地域の商店街振興組合等に事業を委託し、各地の商店街において、地域内外から人を呼び込み消費を促す取組と感染症防止対策の2つを両立させたイベントやプロモーション活動を行うものであります。

3の事業効果ですが、新しい生活様式に対応した商店街やイベントのモデルを構築し、他の商店街に波及させることで、地域経済の核となる新しい形の商店街づくりを促進するものと考えております。

説明は以上であります。

○串間企業振興課長 企業振興課でございます。

企業振興課の6月補正予算につきまして御説明いたします。

令和2年度6月補正歳出予算説明資料の企業振興課のインデックスのところ、47ページでございます。

今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、4億2,186万5,000円の増額をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目にありますよう

に、17億3,671万1,000円となります。

49ページをお開きください。

1つ目の(事項)地域企業再起支援事業費3億3,432万2,000円の説明欄の新規事業、地域中小企業等回復支援事業の2億6,432万2,000円及び、その下の新規事業、ものづくり支援基盤強化事業の7,000万円、また次の(事項)にございます産業集積対策費8,754万3,000円の説明欄、新規事業、食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備事業につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明させていただきます。

恐れ入りますが常任委員会資料の15ページをお願いします。

地域中小企業等回復支援事業でございます。

1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、深刻な打撃を受けている県内経済を回復軌道に乗せていくため、中小企業等の業績回復や事業拡大に向けた取組を支援するものでございます。

2の事業概要であります。予算額は2億6,432万2,000円をお願いしております。財源は経済産業省の補助率3分の2の事業を活用することとしております。

(5)の事業内容であります。①では、中小企業等の販路拡大や新分野進出、ICTの活用など、企業の業績回復や事業拡大等の取組に要する経費を補助することとしております。

②では、企業ごとの課題やニーズに対応した専門家を派遣し、テレワーク導入などの取組を支援することとしております。

3の事業の効果であります。県内企業の業績回復をはじめ、新商品開発や新たな事業モデルの構築を創出することによりまして、本県経済の早期回復につながるものと考えております。

次に、16ページをお開きください。

ものづくり支援基盤強化事業であります。

1の事業の目的・背景であります。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、サプライチェーンの国内回帰等の動きが出てきている中で、このような動きに対応する県内企業の技術的課題の解決につなげるため、工業技術センターに新たな機器を導入し、新製品開発等に対する技術支援体制の強化を図るものでございます。

2の事業の概要でありますけれども、予算額は7,000万円をお願いしております。財源は経済産業省の補助事業を活用することとしております。

(5)の事業内容であります。工業技術センターに、複雑な形状の製品の寸法等を精密に測定・解析することのできるX線CTモデリングシステムを導入いたしまして、設備利用や共同研究等を通じた技術的な支援を行うものでございます。

3の事業の効果でございます。県内企業の新製品開発等の取組を技術的に支援することによりまして、これからの需要の変化に迅速に対応し、本県経済の早期回復につながるものと考えております。

次に、17ページをお開きください。

食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備事業であります。

1の事業目的・背景でありますけれども、食品等の輸出等に当たりましては、輸出相手先ごとに食品衛生や検疫などの基準に対応する必要があります。県内の食品製造事業者が行う施設整備や認証取得などの取組を支援することによりまして、県内企業の食品等の輸出を促進するものでございます。

2の事業の概要でありますけれども、予算額は8,754万3,000円でございます。財源は、農林



水産省の補助事業を活用することとしております。

(5)の事業内容であります。四角囲いでお示ししておりますように、食品等の輸出に取り組む県内企業が行います、①の輸出拡大等に必要エアシャワーなどの設備や装置等の新設・改修、②にありますように、H A C C P等の認証取得のためのコンサルティング経費や講習会などの人材育成に係る経費を補助することとしております。

3の事業の効果でございますが、県内食品製造事業者の食品等の輸出を促進することによりまして、食品製造事業者や農林漁業者等の売上増加が図られ、本県経済の活性化につながるものと考えております。

企業振興課からの説明は以上でございます。

**○兒玉雇用労働政策課長** 雇用労働政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和2年度6月補正歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、51ページをお開きください。

今回の補正は、904万円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、13億5,954万7,000円となります。

53ページをお開きください。

(事項)地域雇用対策推進費の説明欄1のところ、新規事業、就職氷河期世代活躍応援事業、904万円ですが、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の23ページをお開きください。

まず最初に、就職氷河期世代の指す年代でございますけれども、バブル崩壊後のおおむね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた世代でございます。現在の年齢で言いますと、30

代半ばから40代後半までの世代となります。

1の事業の目的・背景であります。就職氷河期世代の方々のうち、正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く方、就職を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業の方などに対して、関係機関が一体となって就労や社会参加に向けた支援を行うものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は904万円で、財源は内閣府の国庫補助金及び人口減少対策基金からの繰入金であります。

事業期間は、令和2年度から令和4年度まででありまして、(5)の事業内容についてでございます。大きく4つの事業を行うこととしており、労働局、市町村、経済団体や、ひきこもり家族会などの当事者団体等と連携しながら、支援対象者の個別の状況に応じ、就労や社会参加に向けたきめ細やかな支援を行います。

1つ目に、地域プラットフォームの整備であります。

これは、県央、県北及び県西の圏域ごとに地域プラットフォームを整備し、関係機関相互の情報を共有し、連携を強化するものであります。

2つ目に、SNSを活用したワンストップ相談体制の整備で、支援対象者やその家族等が気軽に相談ができるよう、LINEを活用したワンストップ相談体制を整備いたします。

3つ目に、就職氷河期世代への理解促進セミナー開催で、ひきこもりや8050問題などをテーマといたしまして、就職氷河期世代の社会参加促進に資するセミナーを開催いたしまして、同世代を積極的に受け入れる機運の醸成を図ってまいります。

4つ目に、市町村への助成で、地域の実情に応じた取組を実施する市町村に対して必要な経

費の一部を助成いたします。

3の事業効果といたしましては、就職氷河期世代の方々のそれぞれの意欲や能力を生かした活躍が促進されるとともに、県内企業における人手不足の解消や地域の活性化につながるものと考えております。

当課の説明は以上でございます。

**○大衛企業立地課長** 企業立地課の補正予算につきまして御説明いたします。

まず、歳出予算説明資料の企業立地課のインデックスのところ、55ページをお願いいたします。

補正額は2億4,452万9,000円の増額補正でございます。

補正後の額は、右から3列目にありますように、9億9,185万1,000円となります。

ページをめくっていただきまして、57ページを御覧ください。

表の中ほどの(事項)企業立地基盤整備等対策費の説明欄、企業立地基盤施設整備事業、(1)用地買収費4,452万9,000円の増額、その下の(事項)企業立地フォローアップ対策費の説明欄、新規事業、サプライチェーン対策等県内投資促進補助事業、2億円の増額であります。これら2事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の24ページをお開きください。

企業立地基盤施設整備事業(用地買収費)であります。

1の事業の目的・背景でございますが、平成27年に宮崎フリーウェイ工業団地の土地を購入しました株式会社西安が、原油安等の影響によりまして、プラスチック再生原料製造工場の進出計画を断念したことから、現在、更地の状態である同地の買戻しを行うものであります。

2の事業の概要であります。補正額は4,452万9,000円で、財源は一般財源であります。

(3)の事業の内容としましては、株式会社西安に売却しました宮崎フリーウェイ工業団地の土地を、分譲した価格と同額で買い戻すものでございます。

事業の効果であります。同地の転売防止を図るとともに、工業用分譲用地として県が確保することによりまして、新たな企業立地の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、ページを戻っていただきまして、18ページをお開きください。

新規事業、サプライチェーン対策等県内投資促進補助事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、企業の設備投資につきましては、今後停滞することが懸念されております。

その一方で、サプライチェーンの脆弱性が顕在化するなど、生産活動に影響が見られましたことから、国内回帰を含め、国内外での生産・事業体制の見直しが進むことが考えられます。

このような状況を踏まえまして、製造業や情報サービス業等が行う設備投資に対する支援措置の充実を図り、本県への早期投資を促進するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額2億円、財源は一般財源であります。

(5)の事業の内容でございますが、まず①のサプライチェーン対策といたしまして、必要な部素材等の円滑な供給確保を図るために、国外・県外の製造拠点を新たに県内に移設する企業の投資経費に対しまして補助をするものでございます。

②の内製化による生産力向上投資対策といた

しまして、国外、県外で製造されている製品等を内製化するために増設等を行う投資に対しまして補助をするものであります。

3の事業効果であります、本県への企業立地・設備投資が促進されますことにより、生産拠点の充実が図られ、本県経済の活性化や雇用機会の創出等につながるものと考えております。

説明は以上であります。

○高橋観光推進課長 観光推進課の補正予算について御説明いたします。

まず、お手元の令和2年度6月補正歳出予算説明資料の観光推進課のインデックスのところ、59ページをお開きください。

一般会計で、上から2つ目の欄でございますが、4億8,025万円の補正をお願いしているところでございます。

この結果、補正後の一般会計予算額につきましては、右から3列目のとおり、17億1,618万3,000円となります。

それでは、具体的な事業につきまして、次のページで御説明いたします。

61ページをお開きください。

まず、補正の内容でございますが、上から5番目のところ、(事項)観光振興費でございます。

説明欄の観光みやぎき未来創造基金設置事業、3億円は、4月補正予算で措置した新型コロナウイルス感染症対策関連事業費、具体的には宿泊事業者誘客準備支援事業のことでございますけれども、これにつきまして、従来、観光みやぎき未来創造基金で立て替えていた分を国の臨時交付金を財源として積み戻すものでございます。

続きまして、その下の(事項)観光・MICE誘致促進事業費の説明欄のところでございますが、改善事業「みやぎきMICE」推進強化

事業、6,500万円、その下の(事項)観光交流基盤整備費の説明欄のところ、新規事業、旅して応援！旅行商品造成等支援事業、5,975万円、その下の(事項)スポーツランドみやぎき推進事業費の説明欄のところ、新規事業、スポーツランドみやぎき県内消費促進事業、5,550万円、以上、3つにつきましては、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

まず、常任委員会資料の25ページをお開きいただければというふうに考えております。

25ページでございますが、改善事業、「みやぎきMICE」推進強化事業でございます。

まず、こちらの事業の目的・背景のところでございますけれども、MICE誘致競争が激化する中、官民連携によるセールスの強化でありますとか、キーパーソンの活用によりまして、本県へのMICEの誘致に取り組むものでございます。

次に、2の概要でございますが、(1)、(2)のとおり、補正額は6,500万円、財源は、国庫といたしまして地方創生推進交付金と、その他特定財源から、それぞれ半分ずつを捻出する形になっております。

(5)の事業内容の⑤を御覧いただければと考えております。

アジアゴルフツーリズムコンベンション——AGTCにつきましては、世界40か国以上から、旅行会社ですとか、そういったゴルフツーリズムの関係者が集まります国際的な商談会でございます。

この日本初となりますAGTCの本県での開催につきましては、主催者でございますIAGTOより、来年4月20日から22日に決定したとの連絡がございまして、これを支援するものでございます。

具体的には、これから立ち上がる、県や市、ゴルフ・観光等の関係団体で構成します受入実行委員会に対しまして受入れに要する費用を負担するものでございます。

3の事業効果でございますけれども、MICEの誘致は、宿泊、飲食、交通、観光といった地域経済への広い波及効果がございます。

ゴルフにつきましては、今回、新型コロナウイルスの問題がございましたけれども、それを想定した新しい生活様式にもマッチする観光資源であるとともに、国際ゴルフコンベンションの開催を契機といたしまして、本県でのゴルフツーリズムのさらなる進展が図られることを期待しております。

ページ戻っていただきまして、19ページをお開きください。

新規事業、旅して応援！旅行商品造成等支援事業でございます。

まず、1の目的・背景でございますけれども、新型コロナウイルスの感染症の影響により、観光関連産業は深刻な打撃を受けていることから、旅行会社が行います新しい生活様式に対応した魅力的な旅行商品づくりを支援いたしまして、応援消費等の拡大、また観光入込客の回復による地域経済の活性化を図るものでございます。

次に、2の概要でございますが、(1)から(4)までのとおり、予算額は5,975万円で、財源につきましては、経済産業省の国庫補助金を活用することとしております。

事業主体は、公益財団法人宮崎県観光協会でございます。同協会への補助事業として実施いたします。

具体的な事業内容につきましては、(5)でございます。

まず、①の応援消費旅行の拡大について、県民対象の貸切りバス事業等を活用した県内でのグループ旅行や日帰り旅行など、旅行会社が取り組む新たな商品造成を支援するものでございます。

次に、②の隣県からの観光誘客といたしましては、隣県から本県への宿泊旅行や日帰り旅行など、旅行会社による新たな商品づくりを支援するものでございます。

例えば、大分県と宮崎県で申しますと、大分県の旅行会社に宮崎県へ向かう旅行商品をつくってもらい、それを支援することを想定しています。

詳細のスキームについては、現在、検討中でございますが、これらの事業につきましては、いずれも送客1人当たりの定額を支援するとともに、新しい生活様式や感染防止対策に対応した新しい商品造成を支援するものでございます。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行者のニーズも、例えば遠方より近場の観光地ですとか、また屋内よりアウトドアが好まれる傾向にあり、本県の強みでもございます自然ですとか、アクティビティーといったものもしっかりと活用した魅力的な旅行商品が造成されることを期待しています。

3の具体的な効果につきましては、こうした商品づくりのノウハウの蓄積が期待されるとともに、観光需要の回復等につなげていきたいと考えております。

次に、20ページでございます。

新規事業、スポーツランドみやざき県内消費促進事業でございます。

まず、1の目的・背景でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、多くのスポーツ合宿やイベントが中止となってい

ることから、本県観光の強みであるスポーツを活用した特別対策を行うことで、落ち込んだ県内宿泊需要等の回復を図るものでございます。

次に、2の概要でございますが、(1)から(4)までのとおり、予算額は5,550万円、財源は経済産業省の国庫補助を活用するという形でございます。

事業主体は、公益財団法人宮崎県観光協会でございます。

次に、(5)の事業内容でございますが、まず①のアマチュアスポーツ合宿支援でございます。

具体的には県内で合宿を行う県内外のアマチュアスポーツ団体が民間宿泊施設を利用した場合に、合宿経費の一部を支援するものでございます。

次に、②のスポーツイベント開催支援といたしまして、県内外から多くの宿泊参加者が見込まれるスポーツイベントに対しまして、宿泊規模に応じて開催経費の一部を支援するものでございます。

これらにつきましては、いずれも当面は県民・隣県民のスポーツ合宿やスポーツイベントを主なターゲットといたしまして事業を実施してまいります。

最後に、3の事業効果でございますが、いまだ全国からの誘客が厳しい状況の中で、まずは県民や隣県をターゲットにいたしまして、本県の優れたスポーツ環境を生かした誘客対策に取り組むことで、県内宿泊需要の回復や観光関連産業への波及による消費回復につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○平山オールみやざき営業課長** オールみやざき営業課の提出議案について御説明いたします。

まず、お手元の令和2年度6月補正歳出予算

説明資料、オールみやざき営業課のインデックスのところ、63ページをお開きください。

オールみやざき営業課は、今回の6月補正額として1億3,842万8,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額は、右側から3番目の欄になりますが、9億2,195万7,000円となります。

65ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)貿易促進費の説明欄1のところ、新規事業、ネットとフェアを活用した海外販路拡大支援事業、3,043万2,000円及び、ページ下から3行目の(事項)県外広報対策費の説明欄1のところ、新規事業、「ひなたのチカラ」で経済再起プロジェクト、1億799万6,000円につきまして、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の21ページをお開きください。

まず、新規事業、ネットとフェアを活用した海外販路拡大支援事業であります。

この事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、県内企業の輸出に係る取組が停滞または減速しているため、既存事業による見本市出展等の取組に加えまして、最終消費者の需要喚起につながる取組を行い、県内中小企業の海外販路の維持・拡大を支援するものであります。

2の事業の概要でございますが、予算額は3,043万2,000円をお願いしております。

財源は、経済産業省の国庫補助を活用することとしております。

事業内容につきましては、まず(3)の①にありますとおり、海外インターネット通販を活用した海外販路拡大支援を行いたいと考えております。

具体的には、ジェトロが世界の主要なインタ

ーネット通販サイトに設置する特設サイト「Japan Mall」を活用しまして、県内企業とサイト事業者とのマッチングを行い、県産品のテスト販売やプロモーションを行うものであります。

また、②にありますとおり、これまでの事業で連携してきた海外の輸出関連企業等とのネットワークを生かし、現地の飲食店や量販店等でのレストランフェアや販売促進フェアを開催したいと考えております。

なお、フェアの実施地域や時期、実施方法につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束状況を考慮した上で、慎重に判断してまいりたいと考えております。

3の事業の効果であります、県内企業の輸出取組の維持・拡大や、新たな海外販路開拓の機会を創出することにより、本県経済の停滞緩和や早期回復が図られると考えております。

次に、22ページを御覧ください。

新規事業、「ひなたのチカラ」で経済再起プロジェクトであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている本県経済の再起につながるため、県民に県産品や本県の観光等の魅力といった「ひなたのチカラ」を改めて知ってもらうプロモーションを展開するとともに、首都圏・大都市圏をはじめとする県外におきましてプロモーションを展開することにより、県産品の消費拡大並びに交流人口の拡大を図るものであります。

2の事業の概要であります、予算額は1億799万6,000円をお願いしております。

財源は、同じく経済産業省の国庫補助を活用することとしております。

事業内容につきましては、(3)の①にありま

すとお、県内における「ひなたのチカラ」プロモーションとしまして、商業施設等での県産品販売促進、観光等のPRイベントの開催や県産品販売促進キャンペーンの実施、路線バス等の県内公共交通機関を活用したPRなどを行ってまいりたいと考えております。

また、②にありますとおり、県外における本県の魅力発信プロモーションとしまして、県産品販売促進、観光等のPRイベントやキャンペーンの実施、新宿みやざき館KONNE及び新宿サザンテラスを中心としたPRイベントの開催や航空機やカーフェリー等を活用したPR、ラジオ・テレビ番組における本県の魅力発信などを行ってまいりたいと考えております。

最後に、3の事業の効果であります、「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズの下、県を中心に官民一体となった「オールみやざき」でプロモーションを展開することによりまして、県産品の消費拡大や本県交流人口の拡大が図られ、本県経済の再起につなげることができると考えております。

オールみやざき営業課の説明は以上であります。

○山下商工政策課長 商工政策課でございます。

議案第12号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」につきまして御説明いたします。

令和2年度6月補正歳出予算説明資料の(議案第12号)と書かれた冊子を御覧ください。青いインデックス、商工政策課のところ、27ページでございます。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計69億5,153万3,000円の増額補正をお願いするものです。

補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にありますとおり、472億1,925万3,000円となり

ます。

ページをめくっていただきまして、29ページを御覧ください。

補正の内容であります、(事項) 中小企業金融対策費につきまして、説明欄の1、中小企業融資制度貸付金、2、中小企業金融円滑化補助金、3、中小企業融資制度利子補給をお願いするものであります。

次に、その下の(事項) 小規模事業者事業費につきまして、説明欄の1、小規模事業者事業継続給付金をお願いするものであります。

事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の26ページをお開きください。

小規模事業者事業継続給付金であります。

事業の概要は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大きく減少した小規模事業者を対象に、1事業者当たり20万円の給付金を支給するものですが、申請者数の増加に対応するため、増額補正をお願いするものであります。

2の事業の概要の(1) 補正額にありますように、補正額は5億4,253万3,000円をお願いしておりまして、補正後の額は15億5,918万8,000円であります。

資料の一番下、4、予算措置の状況を御覧ください。

この事業は、4月臨時議会において7億957万1,000円の予算をお願いし、事業を開始したところでございますが、その後の緊急事態宣言や外出自粛、休業要請等による経済活動の停滞により、当初の見込みより申請者が増加したことから、後ほど御説明いたしますが、5月に3億708万4,000円の専決補正を行ったところでございます。

しかし、5月中旬以降も予想を上回る申請が行われ、予算をさらに上回る見込みとなりましたことから、今回5億4,253万3,000円を追加いたしまして、総額で15億5,918万8,000円をお願いするものであります。

なお、申請期限につきましては、6月30日までとしておりますが、駆け込みでの申請や資料の不備による手戻りなどもありますことから、業務を担っている商工団体との協議も必要かとは思っておりますけれども、申請期限以降も、1、2週間は受け付けることも想定しておりますのでございます。

続きまして、27ページをお開きください。

中小企業金融対策費についてであります。

1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援するため、感染症関連の融資限度額を引き上げるとともに、資金需要に対して十分な融資枠を確保するものであります。

2の事業の概要ですが、(1) 補正額は64億900万円、(2) 財源は記載のとおりでございます。

(3) 事業内容としましては、融資限度額の引き上げと融資枠の拡大を行うものであります。

具体的に、右側の28ページで御説明いたしますので、一番上の段のコロナ関連貸付の融資限度額引上げの図を御覧ください。

全国統一要件の新型コロナ対応資金につきまして、これは、国が利子補給と保証料を負担するものですが、国の方針に基づき、融資限度額を現行の3,000万円から4,000万円に引き上げ、これに伴いまして県独自の新型コロナ緊急対策貸付と併用する場合の融資限度額を現行の5,000万円から6,000万円とするものであります。

次に、中段の新規融資枠の推移を御覧ください。

い。

当初予算では、左の図にありますように、新型コロナウイルス関連の融資枠として50億円、4月補正後には、中央の図にありますように、340億円を確保したところですが、融資の申込みが想定を超えて増加してきており、今後の資金需要を見込んで、新型コロナウイルス関連の融資枠を右の図にありますように1,000億円に拡大するものであります。

一番下の段に、コロナ関連の融資実績を記載しております。

図の右下の太枠の欄にありますとおり、5月末までの融資が累計で2,426件、金額にして約359億円となっております。

資料の27ページにお戻りいただきまして、(3)の事業内容について、①から④まで事業の内訳を記載しております。

①の貸付金は、金融機関への原資預託であり、追加で60億円をお願いするものであります。

なお、この60億円の原資に加えて、その他の貸付メニューの原資を減額してコロナ関連貸付に配分することなどにより、1,000億円の融資枠を確保するものであります。

②の円滑化補助金は、軽減した保証料相当分を信用保証協会に補助するものであり、1億4,300万円を追加をお願いするものであります。

③の損失補償金は、代位弁済によって生じた信用保証協会の損失分について、一定割合を補償するものであり、今後、さらにコロナ関連融資の増加が見込まれますことから、債務負担行為において限度額を変更するものであります。

④の利子補給は、金融機関への委託により国庫を財源とした事業者への利子補給を行うものであり、利子補給金の追加として2億6,600万円

を見込んでおります。

3の事業の効果としましては、中小企業の負担軽減を行い、円滑な資金繰りを支援することによって事業継続を後押しできるものと考えております。

続きまして、資料の29ページをお開きください。

報告承認事項、専決処分の承認についてであります。

これは、5月15日に専決処分いたしました報告第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」につきまして承認をお願いするものであります。

専決の内容は、先ほど御説明いたしました小規模事業者事業継続給付金を増額したものであります。

説明が後先になりまして恐縮ですが、(ア)の補正前の額は、4月臨時議会で議決いただきました7億957万1,000円で、3,500者分の給付金を想定したものです。

その下の補正額が専決補正いたしました3億708万4,000円で、1,500者分を追加したものでございます。

補正後の額は10億1,665万5,000円であります。

商工政策課からの説明は以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○日高委員 今回の一般質問で19名の議員の皆さんがそれぞれに新型コロナの関係で、質問されましたが、30分の限られた質問時間の中ですら、出し尽くされたというよりは、今回いろいろな情報が出てきまして、そこでまた疑義に思うところもいろいろと見えてきたのかなと思っています。

ですから、この問題はこれからずっと協議し



ていかなければならない。一般質問の反省も含めて、質問や確認をさせていただきたいところがありますので、お願いします。

まず、26ページの小規模事業者事業給付金の関係です。これについても、一般質問で質問がありましたけれども、売上げが75%減った事業者を対象にすることについて、条件を下げることはないと言われました。

さらに、昨日、田口委員の一般質問の中で、心配になったのは、6月30日に申請受付を切ってしまうと言われましたので、これは時間がないと非常に心配をしていたところでありました。

ただ、先ほど商工政策課長のほうから、6月30日から1～2週間ぐらいは猶予を見るというような話を聞きましたので、これは大変助かったなという思いもあります。

この事業につきましては、26ページにありますように、事業期間として、形上、5月1日から8月31日までということになってはいますが、これも本来は、もう少し延ばしてほしいという気持ちもあります。

先ほどの説明の中にもありましたように、今回、2回補正したわけですから、当初の見込みが甘かったと、予想以上に深刻な打撃を受けているということが分かってきているわけです。できれば、この6月30日という申請期限を、最低でも1か月は延ばしてほしいと考えておりますけれども、まずその点について質問させていただきます。

**○山下商工政策課長** 小規模事業者事業継続給付金につきましては、委員からの御指摘にありましたように、2回、追加で補正をする事態になって、なかなか小規模事業者の落ち込み方が読めない状況がございます。

今回の補正も、5月以降になったら、最初に申請はいっぱい上がってきて、それから当然減っていくだろうという見込みの下で積算したところなんですけれども、その減り幅があまり落ち込まなかったということで、お願いすることになったものでございます。

この事業は、商工会議所、商工会にお願いして審査等をやっていたいただいておりますけれども、プレミアム付商品券の事業ですとか、あるいは飲食店の商品券の事業ですとか、さらには各市町村のいろいろな事業も商工団体が請け負っていただいておりますような状況もございまして、続けてこれをやっていただけるような余裕があるのかというような疑問もありますので、それについては、商工団体ともよく話をしながら、やっていかなければならないと思っています。

ただ、ニーズがあるものに対して、期限が来たから切りますよというわけにもいきませんので、そこのやり方は考えていかないといけないと思っております。今、例えばで考えておるのが、6月30日から、1～2週間程度は商工団体にやっていただくとして、それ以降については、県のほうで直接執行することも検討しなければいけないのかなと考えておるところでございますが、またその辺は6月の期限が近づいてきて、申請の状況を見ながら考えていきたいと思っております。

**○日高委員** ありがとうございます。非常に前向きに受け止めさせていただきたいと思っております。詳細については、田口委員から、昨日いろいろ細かくありましたけれども、各市町村も同じような形で、独自の政策を実施しています。私は、東諸県郡の選出ですから、国富町と綾町ですけれども、どちらも10万円の給付金を独自にやっているわけですが、綾町は6月30日に締め切り

ます。

ただ、これは対象者が30～40者ぐらいで、既にリストアップできているものですから、申請のない方に直接電話して、早めに申請してくださいと、そこまで来ています。

国富町の場合は、7月31日を予定にしています。ここも当初予算では90者ぐらいあって、既に70者への支給が終わっているということですから、あと10～20者の未申請者を7月から1か月ぐらいかけて探っていくことになると思います。

ですから、小さい町村については、商工会と役場がタッグを組んで、申請漏れを防げます。

ただ、宮崎市とか、そういう大きなところでは、課長が言われたように、商工会で、例えば未申請者を探り当てるとか、そういった人たちを探ることはできないと思うんですよね。

そうすると、昨日言われたように、本当は申請したいけれどもくすぶっている方、特に町場では、商工会への加入率も低いでしょうから、こんなときだけ商工会にお世話になるのも気が引けるという方もいっぱいおられます。

ですから、本当に悩んで今からどうしようかという方がたくさんおられますので、この点はぜひ考えていただいて、先ほど課長が言われたように、1か月延長とか、その辺をぜひ念頭に置いて頑張っていたきたいと思います。

この期間を延ばすことについては、議会の議決は要らないわけで、部長さんの腹積もり一つで、知事の決裁をもらえれば、それで済むことだと思いますので、一つここは太っ腹をぜひ部長さんに見せていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

**○松浦商工観光労働部長** もし情報がなかなか届かない結果、申請がないという状態がかなり

あるとすれば、そこはそれなりにしっかり対応しないといけない部分があるんだろうとっております。

一方で、手続をいつまでもというようなところもあるものですから、そういったところは申請の状況等、これからの推移も勘案しながら、できる限り対応できる場所は対応していくというスタンスは持ちつつ、検討していきたいと思っております。

商工団体のほうにずっと対応してくださいというのは、ちょっとつらい状況がございますので、その辺りは、もし駆け込みがあったとすれば、1～2週間程度は事務所へお願いすることは大丈夫だと思うんですけども、その先については、先ほど課長が言いましたように、直接というようなところも考えないといけない。そういったところについては、少し状況を見ながらではありますけれども、できるだけ救っていくというスタンスを持って検討したいと思っております。

**○前屋敷委員** この件については、私も本会議で質問させていただいたところですが、当初予算が足りずに、5月末で4,489件ですか、支給をしている。それに専決で追加をせざるを得ないという状況を見ても、大変厳しい県内の状況が分かって、新たに5億4,000万円余の補正をするということで、手当てがかなり増えると思います。

国の持続化給付金では、50%以上減少した事業者は国の対象になるんですけども、対象から外れる事業者は、市町村が頑張って、2割減ったところ、3割減ったところ、5割減ったところに給付金を給付をする政策も取って、地域の経済を支えようということでありまして、私は、県が市町村任せでいいのかと思うんです

よね。

ですから、国の対象から外れた厳しい経営状況にある事業者を、どうやって県が一定程度支えるか、施策が改めて出てくる必要があると思います。この小規模事業者への継続給付そのものは実行していただかなければなりませんけれども、今、新たな問題が発生しているところなので、日高委員もお話をされていましたがけれども、本当に地域経済を守るという点では、そのところの手だてがどうしても必要です。事業の継続、雇用の継続のための方策がどうしても必要だということが改めて浮き彫りになって、まだまだ厳しい状況が続くと私は思いますので、そこは市町村と力を合わせて頑張っ、今後3次、4次という方向で、しっかり念頭に入れていただきたいと要望します。

○武田委員長 要望でよろしいですか。

○前屋敷委員 方向性があれば、お答えいただければと思います。

○松浦商工観光労働部長 県内経済がなかなか厳しい状況にあるというのは、当然、我々も十分認識しております。そういう中で、どういった手だてで、どういったものをやっていくのか、我々としては、よくよく考えながらやっていく必要があるのかなと思っています。

一般質問の中でも様々な御質問を頂きましたけれども、75%の要件は厳しいのではないかというお話は、当然、いろんな方に伺ったところでございます。基本的には、国の給付金を手にする前に廃業を考えないといけないというような相談が商工団体のほうに1,000件ぐらい3月時点であったというお話を伺っていたものですから、どうしてもその人たちにとらええず事業を続けてくださいと、1か月分の経費にしかならないかもしれないけれども、そこを支援します

ので、何とかこの1～2か月、頑張っていたきたい。

そして、国の給付金もありますので、そういったところまでたどり着いてくださいという思いで、この小規模事業者の給付金というのは、措置をしたところが本音でございます。

新型コロナで外出自粛であるとか、経済活動がなかなかできない、経済が止まってしまう、それに近いような状態がずっと続いています、感染の可能性のある状態の中では、そうせざるを得ないので、その中で何とか事業を継続していただくための施策が必要でありますけれども、ある程度経済を元に戻していこうというモードになってきている状況の中でもありますので、今回お願いをしておりますが、商品券事業なり、そういったものをしっかり打っていくことが、本来我々がやらないといけないことだと思っており、今回についても、県内消費というところのとりあえずのお話としての予算でございます。

今後、国の地方創生交付金の全体額は追加されますので、そういったものを見ながら、どういった形でやっていくのがいいのか——前屋敷委員のおっしゃっている意味合いを、我々も無視しているわけではありません。これからも、次の補正、その次の補正、が多分出てくると思いますので、そういったことも含めて、どういったやり方がいいのかしっかり検討してやっていきたいと思っております。

○前屋敷委員 国もなんですけれども、基本的に自粛と補償というのは一体で進めていかないと、どうしてもそこに矛盾が出てくると思います。これからの地域経済の活性化のためには、プレミアム商品券、お食事券も一つの手だてだと思いますが、利用者、消費者からすると、自分で店を選ぶわけですから、全ての店舗にそれ

が行き渡るかという、なかなかできないところもあります。

しかし、地域のにぎわいとか、活性化には十分役立つ施策だと私も思います。

ですから、今お話ししましたが、基本的には自粛と補償は一体に進めていくというところを念頭に置いて、これからの施策にも、ぜひ生かしていただきたい、反映をさせていただきたいと思います。

**○山下委員** 議案の一つ一つに触れることは遠慮したいと思うのですが、総じて今回のコロナで日本全国、世界中大変な状況ですよ。

宮崎県では総額340億円程、コロナ対策の事業が執行されるんですが、これも医療現場が大きな予算を占めているわけであって、経済対策等をいつ復活できるか、そのことが大きな鍵になるだろうと思うんです。先ほど部長が言われたように、家賃助成とか、一過性のものにかなり予算を投じたわけですから、これがすぐ1か月、2か月で回復してくれれば、何とか効果は出てくるんでしょうけれども、なかなか見通せない。

事業主の人たちにいろいろ話を聞いてみると、例えば民間住宅も工事請負契約は済んでいるけれども、施工をちょっと待ってくれ。というのは、経済に不透明感があると、将来的にどうなるのかという不安があると、民間企業の中でも、民間投資をなかなかしづらい、先が読めないというのが現状なんです。

それをどうやって前向きにやっていけるかなということを皆さんが考えたときに、多分これは長期戦になるだろうと思うんですよね。例えば、バスの旅行券とか、そういう企画を出していくこともありがたいと思うんですが、まだ緊張感があるんですよ。

都城市にもたくさんの食品や工業関係、加工

産業とかあるんですが、まだ厳戒態勢なんですよ。もし、企業から一人でも感染者が出た場合、工場はストップになるわけでしょう。まだ気持ち的に、全体の職場を開放感に浸って、いろいろな考慮をして、出張しようとか、まだその機運は、程遠い状況なんです。

そういう状況を見ると、非常に長期戦となることも考えないといけない。ここで、どんと予算提示をしながら、それをうまく循環してやっていければいいんでしょうけれども、今出されている予算が将来的に本当に特効薬となって経済活性化につながっていく状況であれば、本当にありがたいと思うんですが、なかなかそこが見えない。

皆さん方も、これだけ予算を執行しながら、その辺の自信が持てないという不安の中、予算を執行していくこと、そして来年度の予算も考えると、税収が上がってこないという、非常に大変な時期だろうと思うんですよね。

今回も一般質問での議論や、それぞれの予算についての答弁の中で、将来への展望という肝腎なところがなかなか見えないのが共通することだろうと思うんです。

商工を活性化することが一番経済効果もあるんでしょうけれども、これだけやっていくまで、年内にどれほど回復するのかという不安もあると思うんですが、どういう見通しを持っているのかをお聞かせください。

**○松浦商工観光労働部長** 大変難しい御質問でございます。新型コロナウイルスの第2波がどういった形になっていくのか、何か中国のほうがどうかというふうなニュースも入って来たりしますので、そういったところで、本当に感染症の今後の推移がまだ見えないところがあります。

一方で、薬の開発も進んでおりますので、そ

れがある程度見えてくれば、感染症そのもののランクづけといたしますか、それが下がってくるだろうと思っておりますので、そういった段階になれば、経済活動もそんなに気にせずというようになことになってくると思うんですけれども、そこがまだ見えないところがあります。

それと、ニュースで流れる感染情報が、東京とか感染者がいっぱい出ているところなものですから、宮崎県の実情からすると、ちょっと違うんじゃないかなといった意見もございます。私もそう思うところがございます。

そういう中で、少し過剰に、慎重になり過ぎているところがあるのではないかというふうなところもあります。そこは我々としても、何とかほぐしていくことが必要だろうと思っております。

そういう雰囲気をつくっていくことと併せまして、今回お願いしておりますのは、まだちょっと早い部分も入れておりますけれども、例えば県外からの誘客も、いつ大体大丈夫ですよとなるのか分からない。早ければ、夏場には来ることを想定しなければならないと思っております。今の段階でそういうふうな事業の予算をお願いしているところでございます。

とにかく、今、一番厳しい状況に置かれているのが観光、交通、それから小規模事業者の皆さんとなっておりますので、そういったところを今は十分気をつけながら対策を打っていく必要があると思っておりますが、もし世界的に消費が落ち込んでいくことがあれば、長い目で見ると、製造業とか、そういったところに影響が出かねないというところも頭に置いておかなければならないと思っております。そういったいろんなところを考え合わせながら対策を打っていく必要があるということでございます。

今回6月補正でお願いをしておりますのは、とにかく県内の経済を動かし始めるんだと、そして一定程度のところまで県内は動かすんだというふうな予算のお願いをしているところでございます。

今後の感染症の推移なり、それから産業界の動きなりを見ながら、そういったところの新たな対策が必要であるというふうな部分については、迷うことなく事業を組んでいく必要があると思っておりますし、次に考えなければならないことは、私の中では雇用だと思っておりますので、どういう対応をすれば雇用を維持できるのか、それから来年度の採用をどこまで支えられるのかというふうなところが、しばらくの間で一番考えないといけないところではないか、その一つではないかと思っております。なかなか先は見えませんが、そういった状況をしっかり見ながらやっていきたいと思っております。

○武田委員長 大変難しい問題なんですが、皆さん全体的に質疑も答弁もちょっと長いので、少し簡潔にお願いします。

○山下委員 この問題は、1、2、3で、ばあっと盛り上がっていけばいいんですけど、昨日もテレビを見ていたら、マスクをして会議をやっても、飛沫が至るところにつくということで危機感をあおるんですよね。

それと東京都辺りでは1万2,000人が抗体を持っているという直近のデータも出てきましたよね。そうなる何らかの警戒感を持っておかないといけないんだなと。ワクチンが早くできて、それが世界に出回っていけばいいんでしょうけれども、それまで本県経済、そして中小企業の皆さん方が持ちこたえるような援助をしていかないといけないのかなと思っております。

**○日高委員** この持続化給付金の関係でもう少しお聞きしたいのは、第2波、第3波に備えて、現状がどうあって、どこが一番打撃を受けたか、そういったところを知っておく必要があると思いますが、そういった分析については、当然これからだと思います。この給付金については、既に4,489件の申請が5月までにあると、1か月間で5,000件近くの処理を済ませていただいて、本当に職員の皆さんは大変だったと思います。

まだこれも継続するわけですから、もう一踏ん張り、二踏ん張りしてもらわないといけないわけですが、4,489件のうち47%——2,000件ぐらいが小売業だったという話が出てきました。その小売業の中で、もう少し何か詳細に分類できるのか。例えば居酒屋さんについて、感染者が出た宮崎市と、感染者のいない都城市では、この給付金事業に該当する人たちに差が出てきているのか、いないのか。その辺の数値が今あったら、概要だけでもお聞かせいただければと思っています。

**○山下商工政策課長** 現在、4,489件の支払いを済ませておりますけれども、詳細な分析は、まだ今からのところがございますので、詳細な数字はございませんが、業種として一番申請の割合が多いのが飲食店でございます。これが4,489件のうち48%、2,167件でございます。半分ぐらいが飲食店です。その次が宿泊、娯楽とか、飲食以外のサービス業で、例えば理美容業ですとか、広告代理店などのイベント会社とか、大衆浴場みたいなどころが多くなっています。

また、飲食店以外の小売業についても、全体の10%程度ですけれども、この3業種が大体多いところがございます。

地域別の状況については、まだ分析はできておりません。

**○日高委員** もし、仮に第2波、第3波に備えて、緊急事態の場合は知事の権限でいろいろ出てくると思いますが、先ほどお話にもあったように、生活圏において電車で移動したり、いろんなところで接する都会と違い、宮崎県という、山が幾つもある谷があって盆地で隔たれた地域であれば、防疫の仕方もいろいろ出てくると思うんですね。

例えば感染者の多いところだけロックダウンをかける。県内の中でも、県北で感染者が出たら、県北だけはロックダウンをかけるけれども、例えば都城市とかのほうでは、経済が落ち込まないように、ちょっと緩和してもいいですよとか、県をブロックごとに分けたロックダウンの仕方も今後は考えないといけないと思います。

多分、国の持続化給付金の分析はずっと後の話でしょうから、皆さんには大変お忙しいところに大変でしょうけれども、この持続化給付金の業務が終わったら、分析を早めにしていただいて、第2波に備える体制づくりとか、その辺を将来に向かってよろしくお願いしております。

**○坂本副委員長** 23ページの就職氷河期世代活躍応援事業につきまして、私は昨年一般質問でも取り上げさせていただきました。その際にいろいろと担当から話を伺った中で、この対象となる30代半ばから40代後半の就職氷河期世代というのは、基本的には宮崎に存在しないとか、そういう傾向が少ないと説明を受けて、そういう認識であったんですが、その後、何か認識が変わったということですかね。

**○兒玉雇用労働政策課長** 昨年どういう説明があったのか私も知らない部分がありますけれども、就業構造基本調査を平成29年に行っておりまして、本県の35歳から44歳の方で不本意なが

ら非正規の職に就いている方は4,400人いらっしゃるというデータがございます。

また、就業を希望しているものの、具体的な就職活動に至っていない方が5,600人ぐらいいらっしゃるって、合わせて1万人程度いるというのが現在の認識でございます。こういった方々に対して支援を差し伸べていくというのが今回の事業ということになります。

**○坂本副委員長** 分かりました。ありがとうございます。

**○外山委員** 1点だけよろしいですか。いろいろお疲れさまでございます。先ほど部長から答弁があったように、見通しなんていうのは絶対つきません。民間企業も怠けて、あるいはいろんな労働を放棄して今の現状があるわけではなくて、一生懸命通常業務をしていながら、不可抗力でこの状態なので、非常に難しいと思います。ただ、執行部の皆さんには、陽性患者が少ない宮崎でも夜の街に人が戻らない現状をしっかり認識しておいてほしいんです。施策はいいですよ。いろんな補助をしたり、それは大事なんですけれども、実情は夜の街にまだ4割、5割しか人が戻っていない。

その理由の一つは、感染の怖さと、家庭内での感染で、当たり前だけれども、若い御家族で小さなお子さんがいて、旦那さんが会食に出かければ、あなたちょっと待ってと、感染して帰ってきたらどうしてくれるのという会話がある。当たり前ですよ。

その状況が蔓延している中だから、なかなかね。明日から少しいろんな移動が緩和されますけれども、怖さと同時に、簡単には戻らないということを皆さん十分意識しておいてほしいです。実情を本当に分かってほしいということをお願いしたいと思います。その中で、将来起こ

り得る事例に迅速に対応するしかないのかなと思いますよね。その辺よろしくお願いします。

それと、議案について一つだけ聞きますね。

この19ページの旅して応援！旅行商品造成等支援事業は観光協会に委託をして、いわゆるいろんな事業者から商品が上がってくる。これは旅行商品ですよ。例えば、高千穂を一周回って、県内コースで幾らのクーポンとか、それに対して幾らか助成するということですか、お金の流れというのは。

**○高橋観光推進課長** 現在、こちらの事業の詳細につきましては、検討中ですけれども、県観光協会を実施主体としながら、例えばANTAやJATAといった旅行業関係の業界団体を含めて、公募という形で事務局を決めた上で、そこを窓口としながら、いろいろとやっていくことを現在想定をしております。スキームといたしましては、例えば旅行者に旅行商品を申請していただいて、それに対する送客当たりの定額補助をしていくことを現在想定しています。

**○外山委員** 要するに、そのプランに半分補助とかいうことになるわけ、どういうことなの。

**○高橋観光推進課長** 詳細は検討中でございますが、具体的な支援の内容といたしましては、1人の客を送客するごとに定額補助という形がございます。例えば2,500円の補助額を設定した場合、貸切りバス旅行で20人を対象とする旅行商品をつくり送客していただくと、20名掛ける2,500円を旅行者に支援することになっていきます。

**○外山委員** これからです。それを詰めていくのはね。

**○高橋観光推進課長** そうです。

**○前屋敷委員** 今回融資限度枠の引上げが提案されております。ちょっと御説明いただきたい

のは、資料5ページで、保証承諾の実績と融資実績の関係なんですけど、保証承諾件数と融資実績件数、金額はそれぞれ違うこともあるんですけど、どうして融資件数の実績のほうが少ないんでしょうか。

**○長倉経営金融支援室長** 中小企業融資制度につきましては、信用保証協会の保証を付した上で、金融機関が融資を実行することになっておりまして、保証が先あって、その後、金融機関が融資について審査、実行するため、タイムラグが生じています。なので、保証承諾が先に来て、その後、日にちを置いて、融資実行がされるということで、このずれが出てくるものでございます。

**○前屋敷委員** 分かりました。では、県の保証承諾があるものについては、確実に融資につながっているということですよね。ちょっとずれて融資が決定するということですね。

**○長倉経営金融支援室長** 中には、保証承諾が出た後、金融機関が融資実行するまでに申請者からの取り下げでありますとか、そういったこともありますので、保証承諾された全てが実行されるわけではございませんけれども、ほぼ融資実行までつながっているものと考えております。

**○前屋敷委員** かなり件数も多いものですから、ここが確実に融資にたどり着いているということであれば結構です。

**○西村委員** 先ほどの就職氷河期の件で、これは、私も長年、県に訴えてきたものがあるんですけど、今年、このタイミングで新規事業化が実現した背景には、何か、いわゆる国庫がついたタイミングとか、そういう理由が大きいのでしょうか。

**○兒玉雇用労働政策課長** これにつきましては、

国が就職氷河期の雇用対策に取り組むと、昨年度、地域就職氷河期世代支援加速化交付金が補正予算の中で成立いたしましたので、これを活用して事業を行っていくものでございます。

**○西村委員** 別件で、もう一点いいでしょうか。

18ページの企業立地課のサプライチェーン対策について、これは全国的にこういう話が出て、海外から企業を戻そう、工場を戻そうという動きがあり、国外からこっちに移転してもらおうというのはイメージとして分かるのですが、県外から誘致していくというイメージがちょっと分からなくて。それですと、普通の企業誘致と何が違うのか。サプライチェーン対策と言っているからには、本県の大きな工場の部品の一部をそこに預けているということかなど。何となくの推測なんですけど、これが起こり出すと、逆に本県に出てきている企業も他県との取り合いとなるイメージがあるものですから、そこら辺を教えていただきたいと思います。

**○大衛企業立地課長** この事業の基本的な考え方としましては、先ほど委員からもありましたように、国がサプライチェーンの国内投資、国内回帰を支援する事業を今回1次補正で予算計上しております。私どもは、この取組を活用させていただきまして、国の補助金に上乗せをする形で、本県に目を向けてもらおう、本県に引き込もうというようなことを考えています。今、国のほうでこの事業を展開されておりまして、募集なり、問合せ等の対応をされておるようでございますので、こういったところから情報を頂きながら、本県に引っ張ってこれるように、今回取り組まさせていただきまして、本県に誘致を図ろうという事業でございます。

**○西村委員** ちょっと分かったような、分からないような感じなんですけど。今、海外から国



内に拠点を戻そうとする動きがあるということで、国のほうにもそういう情報が集まっていて、宮崎県も手を挙げて活動していくというところまで分かりました。

私が聞きたいのは、これは何か具体的動き——宮崎県にしようか熊本県にしようかみたいな動きが水面下であって、綱引きするための予算なのかどうかということなんですよ。

だから、それが加速していくと、あまりいいことでもないのかな。宮崎県にとってはいいですけれども、他県の企業をひっぺがすという意味ではどうかなと思ったものですから。

**○大衛企業立地課長** まず、具体的な案件があるのかという点ですが、私どもも今から情報収集しなければならない段階でございます。

それから、他県との競争の話でございますけれども、基本的には今回の事業につきましては、特に海外とかで主に作られている製品のサプライチェーンが破綻したということで、なかなか部材が入らないとか、あるいは国内で生産量が非常に少ないので、生産に影響が出てきている部材とかがありましたので、そういったものを国内で製造するための拠点を増設といいますか、そういった部分に関して本県なり地方で設備投資をして事業展開をしたいというような動きを引き込みたいということでございます。

**○武田委員長** 他に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○武田委員長** 次に報告事項に関する説明を求めます。

**○兒玉雇用労働政策課長** 雇用労働政策課の議会提出報告書の関係分について御説明いたします。

委員会資料の30ページをお開きください。

「損害賠償額を定めたことについて」であり

ます。

この事案は、県有車両による交通事故の損害賠償でございます。

具体的には、令和2年1月16日に当該路上の交差点において、公用車を進入させた際に、右側から走行してきた相手方車両と出会い頭に衝突し、車両を損傷した事案でございまして、相手方車両の物件損害について和解契約を締結したものでございます。

損害賠償額は33万8,850円、専決年月日は令和2年5月11日でありまして、全額を県が加入している任意保険において支払っております。

交通事故の防止につきましては、日頃から職員に対して注意を喚起しているところでありますが、今後とも、その徹底を図ってまいりたいと考えております。

雇用労働政策課からは以上でございます。

**○平山オールみやざき営業課長** オールみやざき営業課の議会提出報告書の関係分について御説明いたします。

委員会資料の31ページをお開きください。

「損害賠償額を定めたことについて」であります。

この事案は、県有車両による交通事故の損害賠償であります。

具体的には、令和2年2月4日に当該路上において公用車を停車させ、助手席の同乗者が降車のためドアを開けた際、後方から自転車で前進してきた相手方の右肩部分がドアに接触し、けがをさせた事案であります。

この人身事故について和解契約を締結しており、損害賠償額は11万5,756円、専決年月日は令和2年5月11日でありまして、全額を県が加入している任意保険で支払っております。

交通法令の遵守及び交通事故の防止につきま

しては、日頃から職員に対して注意を喚起しているところではありますが、今後はより一層徹底を図ってまいりたいと考えております。

オールみやざき営業課からは以上であります。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 暫時休憩します。

午前11時45分休憩

---

午前11時45分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○長倉経営金融支援室長 常任委員会資料の33ページをお開きください。

経営金融支援室から、宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について御報告いたします。

資料は、総合交通課との連名になっておりますが、これは、宮崎カーフェリーの新船建造に当たりまして、当室が所管します高度化資金による貸付けを行うことについて、昨年11月議会の総務政策常任委員会との合同審査会において、債務負担行為の議案を御審議いただいたことを踏まえまして、両方の委員会で、随時、経営状況等を御報告することとしているものでございます。

1の概要を御覧ください。

宮崎カーフェリー株式会社は、長期的な航路維持のため、昨年12月に新船建造契約を締結し、現在、設計作業を進めております。

県といたしましては、本県経済における当該航路の重要性を踏まえまして、新船建造費に対する貸付支援を行うこととしているところでございます。

次に、2の経営状況ですが、(1)の輸送量について、表を御覧ください。

便数はメンテナンスのためのドック欠航等の減少により、平成30年度より8便増加して696便となったものの、貨物につきましては、働き方改革に伴う荷主の土日完全休業の増加や輸送ルート変更、具体的には、平成30年度の西日本豪雨によるJRの不通で一時的に輸送量が増加した分の反動減等によりまして、トラック台数で前年度に比べ4,618台、1便当たり8台の減となっております。

また、旅客につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、前年度に比べて4,942人、1便当たり10人の減となっております。

次に、(2)の収支状況についてですが、令和元年度の決算見込みでは、売上高56億900万円に対しまして、営業費用が53億4,700万円、営業利益が2億6,200万円、経常利益が1億9,200万円となっております。

売上高の減少や燃料費など営業費用の増加等によりまして、経常利益は前年度から減少しておりますが、会社の資金繰りを示す償却前営業利益は9億6,300万円となり、経常利益、償却前営業利益とも、昨年11月議会でお示しした新船建造に係る長期事業計画上の計画値と同程度の額を確保できる見込みとなっております。

右のページを御覧ください。

3の(1)の新船の基本スペックについてですが、基本的な考え方としまして、新船は、冬季における貨物のニーズに対応するため、大型トラックの積載台数や冷蔵・冷凍用の電源を増加させるとともに、近年の旅客ニーズに合わせまして客室の個室化を図ることとしており、仕様については、昨年度の議会でお示ししたもの

から、大きな変更はございません。

次に、(2)の船体の安全対策についてですが、船舶の安全性に関する国際条約の発効に伴い、船体に設けるべき区画要件を定めた船舶区画規程が昨年12月に改正され、今年1月以降に建造契約が締結された旅客船に関する損傷時復原性基準——これは下に小さく米印で記載しておりますように、座礁・衝突等により損傷箇所から浸水した場合に、船舶の転覆・沈没を防ぐための構造基準でございますが、この基準が強化されております。

宮崎カーフェリーの新船建造に当たりましては、規制強化後の基準を可能な限り充足するよう、損傷時に船体の傾斜を軽減する装置の導入等について検討し、現在、詳細設計作業を進めているところでございます。

最後に、4の今後のスケジュールについてですが、1隻目については、起工、進水を経て、就航は令和4年5月、2隻目については、同年10月の就航を予定しております。

説明は以上です。

**○大衛企業立地課長** 常任委員会資料35ページをお開きください。

令和元年度の企業立地の状況につきまして報告申し上げます。

まず、1、企業立地の目標と実績についてであります。

表の目標の欄にありますように、令和元年度から4年度までの4年間で、企業立地件数150件、このうち県外新規50件、最終雇用予定者数5,000人を目標として掲げているところであります。

これに対しまして、元年度の実績につきましては、企業立地件数が47件、このうち県外新規が16件、最終雇用予定者数が1,177人となっております。

次に、2、業種ごとの立地件数・雇用者数の推移についてであります。過去5年度分を記載しております。一番右側の列、令和元年度につきましましては、製造業の立地が22件、このうちフードビジネス関連が6件、また情報サービス産業が23件などとなっております。

続いて、3、令和元年度の企業立地の主な特徴であります。製造業につきましましては、立地件数としましては前年並みとなっております。フードビジネス関連など引き続き堅調な動きがあったと考えております。

また、地域的には、宮崎市が5件、都城市が4件、日向市が3件など、11市町での立地となっております。

(2)情報サービス産業につきましましては、県外からの立地が15件となるなど、好調に推移をしております。

また、えびの市で初めてとなるコールセンターが立地したことや、延岡市のIT企業が旧北方小学校舎にオフィスを増設するなどの事例もあつたところでございます。

なお、次ページ以降に元年度の立地企業の一覧を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

説明は以上であります。

**○高橋観光推進課長** 常任委員会資料の39ページをお開きください。

県営国民宿舎等の次期指定管理者の選定について御説明いたします。

指定管理者制度につきましましては、平成18年度から導入してございまして、当課では、えびの高原荘と高千穂荘等を所管しているところでございます。この指定管理につきましましては、今年度いっぱい期間が切れることから、令和3年度からの第4期指定管理者を募集することになり

ましたので、募集方針等について御説明をさせていただきます。

まず、1のほうでは、えびの高原荘の現状について御説明をさせていただきます。

(1)の概要でございますが、現在、宮交ショッピングアンドレストラン株式会社が本年度末までの5年間、指定管理者として管理運営を行っていただいています。

(2)は、施設の利用状況でございます。宿泊者数につきましては、新燃岳、硫黄山の噴火の影響ですとか、平成30年からの県道1号の通行止め、こういった影響等を受けまして、平成30年度以降減少しています。

(3)は、施設の収支状況でございます。一番下の欄が収支差額でございますけれども、大変厳しい状況となっております。

(4)は、主な取組でございます。えびの高原荘につきましては、例えばトレッキングですとか、えびの高原の魅力を生かした宿泊プランの造成等を行っている状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、(5)のとおり評価をさせていただきます。

次の40ページをお開きください。

2でございますが、次は国民宿舎高千穂荘の現状についてでございます。

(1)の概要でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどのえびの高原荘と同様でございます。

(2)は、施設の利用状況でございますが、まず宿泊者数につきましては、平成28年の熊本地震の影響ですとか、周辺にホテルが新しくできたことによる競争環境の変化等によりまして、令和元年度のデータで、おおよそ1万6,000人ほどとなっております。

(3)は、施設の収支状況でございますが、

こちらの一番下の収支差額でございますが、大変厳しい状況となっております。

(4)は、主な取組でございます。高千穂につきましては、例えば夜神楽ですとか、そうした高千穂の魅力を生かした宿泊プランの造成等を行っております。

これらの状況を踏まえまして、(5)のとおり評価をさせていただきます。

なお、これら2施設につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、5月1日から休業しております。

次に、3の第4期の募集方針について御説明いたします。

まず、(1)の業務の範囲でございますが、施設の利用に関する業務など、第1期、第2期、第3期と同様の内容でございます。

(2)と(3)は、指定期間と納付金についてでございます。

これまで第1期から第3期までの指定管理につきましては、指定期間を5年間とした上で、宿泊等の売上金を指定管理者自らの収入とすることができる利用料金制を採用しておりました。その代わりに、一定の納付金を指定管理者から県のほうに納めていただくという形でございます。

しかしながら、今期の厳しい収支状況でございますとか、施設の老朽化などに加えまして、新型コロナウイルス感染症により、少なくとも今後数年間にわたって収支の見通しが不透明であるということが想定されることから、第4期につきましては、(2)のとおり、指定期間を3年間としつつ、(3)①のとおり、納付金の年額はゼロとしたいと考えております。ただし、収入が支出を上回った場合につきましては、②の追加納付金といたしまして、超過額の半分を県に納付いただくということを考えております。

次の41ページをお開きください。

(4)の募集の概要でございます。

募集期間につきましては、7月2日から9月3日までの2か月間、(5)の資格要件等を設定しております。

次に、(6)の選定についてでございます。

①の審査の流れですが、まず書類審査をした上で選定委員会による審査、選定会議による確認を経まして、最終的に指定管理候補者を選定してまいります。

②の選定委員会委員でございますが、経理の専門家ですとか、地元の市町村代表など5名の外部委員となっております。

③の選定会議につきましては、商工観光労働部長を議長とした御覧のメンバーとなっております。

選定基準及び審査項目・配点につきましては、その下の(7)と次のページの(8)に記載しているとおりでございます。

次のページ、42ページでございますが、今後のスケジュールについては、4のほうで記載をさせていただきます。

去る6月4日に第1回の選定委員会を開催しておりまして、募集要領などにつきまして検討を行ったところでございます。

この後は、先ほど御説明いたしましたとおり、7月2日から2か月間にわたりまして募集を行った上で、9月下旬に第2回の選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定した上で、11月定例県議会に議案として提出させていただく予定でございます。令和3年4月の第4期からは新しい指定管理者による管理を開始したいと考えております。

説明は以上でございます。

○**兒玉雇用労働政策課長** 雇用労働政策課より、

株式会社ダーバン宮崎ソーイングにつきまして御説明をいたします。

お手元にお配りしております1枚の資料を御覧ください。

1の会社概要についてであります。株式会社ダーバン宮崎ソーイングは、旧北郷町に昭和49年2月に設立された県と旧北郷町の誘致企業であり、資本金は5,000万円、従業員は136名であります。

なお、資料には記載しておりませんが、同社は株式会社レナウンが100%出資している子会社でございます。

2のこれまでの経緯であります。

5月15日にレナウンの子会社である株式会社レナウンエージェンシーが東京地方裁判所にレナウンへの民事再生法の適用を申請し、同日付で再生手続の開始決定を受けております。

また、ダーバン宮崎ソーイングにつきましては、6月5日に東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請し、同日付で再生手続の開始決定を受けたところであります。

その後、6月9日にダーバン宮崎ソーイング日南市に、全社員136名を7月5日付で解雇するとの連絡があったことから、翌10日、日南市は、ダーバン関連総合支援相談窓口を設置したところでございます。

また、6月11日には、日南市、宮崎労働局、県などの関係機関で構成される、ダーバン関連総合対策会議が日南市で開催され、情報の共有と今後連携して取り組むことを確認したところでございます。

次に、3の民事再生手続の流れについてでございます。

先ほど御説明しましたとおり、既に裁判所への再生手続の申立てと再生手続の開始決定が行

われておりまして、現在はスポンサーの選定作業が行われていると伺っております。

仮に、スポンサーが決定した場合には、管財人による再生計画案の策定作業が行われることとなります。

その後、裁判所への再生計画案の提出が行われた後、債権者の議決が行われまして、承認されれば、裁判所による再生計画が認可されることとなります。

その後は、再生計画に基づいた会社経営が行われ、再生計画が遂行されたとき等に民事再生の終結決定がなされ、全ての手続が完了することとなります。

県におきましては、引き続き情報の把握を行うとともに、従業員の方々の再就職が早期に実現できますよう、地元日南市や宮崎労働局などと連携して取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○武田委員長 暫時休憩いたします。

正午休憩

---

正午再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

午後は13時10分から再開いたします。

暫時休憩いたします。

正午休憩

---

午後1時8分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

執行部の説明が終わりました。質疑をお願いいたします。

○西村委員 カーフェリーの件は総合交通課がメインだと思うので、ちょっと答えられるか分からないんですが、非常に売上げの利益が落ち込む中で燃料費の増というのがあるんですが、

全世界的に原油が非常に下がっている中で、この数値がにわかに信じられないんですけども、この辺りの情報は把握していますか。

○長倉経営金融支援室長 燃料費の増の要因としまして、今年1月に燃料油中に含まれる硫黄分濃度を規制するSOx規制というのが強化されまして、1月以降はそれに適合した燃料を使う必要があると。その燃料が低硫黄C重油なんですけれども、それが従来使っておりました高硫黄C重油よりも単価が高いものでしたので、燃料費の増につながったというものでございます。

○西村委員 あと、もう一点。宮崎カーフェリーの議案が前の県議会で通った直後に、B-C A Sカードの問題が出たことにもちょっと触れざるを得ないと思うのですが、企業を信用して県民のいろんな判断を議会で審議していく中で、その融資を決めた直後にああいう報道が出たのは非常に残念なんです。これは会社の企業信用に大きくつながると思うんですが、その辺りの謝罪なり説明なりというのは、県の金融支援室にもあったのでしょうか。

○長倉経営金融支援室長 当室に直接ということではありませんでしたけれども、会社のほうで謝罪会見を開かれまして、穂永社長からも県のほうで貸付けの判断をしていただいた中で、このような事態を起こして残念だということで、厳正な処分を検討して再発防止に努めたいと話されております。

状況のほうは総合交通課を通じて当室としても把握しておりまして、このようなことが起こらないように、今後も注視してまいりたいと考えております。

○西村委員 担当課ではないので最後にしますが、去年カーフェリーへの支援が決まって間も

ないのに、もう既に当然コロナの影響が出ています。あのときもリーマンショック級のものが来たときには、県の融資も柔軟に対応していくという話をされていましたが、ゼロ年目にして、こういうことが起こってしまっているんです。この件に関しての支払い猶予みたいなのは、今の段階で検討にあるのかどうか、これを最後にお聞きしたいと思います。

**○長倉経営金融支援室長** 当室が所管します高度化資金の貸付けにつきましては、令和4年度ということになっておりまして、昨年度の11月議会で令和4年度に県が40億円貸付けというところの債務負担行為として議決いただいたところです。令和4年度の当初予算で再度貸付金を上程いたしますので、その際にはそのときの状況によりまして、その資金計画なりを判断して実際の貸付けを検討していくということになります。金額的な部分をです。

**○西村委員** そうではなく、もう既に企業側から何らかの相談みたいなのは来ているのかどうかという話です。

**○長倉経営金融支援室長** この高度化資金につきまして、特に会社のほうから今の時点で資金計画が難しいというお話は来ておりません。

**○西村委員** 分かりました。ありがとうございます。

**○山下委員** カーフェリーの件です。私もこの結果を初めて見させていただきまして、割と影響が少なかったなという思いです。というのは、宮崎県に宮崎カーフェリー、鹿児島県にさんふらわあがおります。いろいろ私も聞いてみましたら、この宮崎、鹿児島から出ているフェリーについては、トラックの台数減が1割ぐらいになると。片や大分、福岡あたりから出ている京浜航路、関西航路については、トラックの台数

減が8割です。

なぜかということになると、トラック業界やカーフェリーの皆さんが言っていたのは、宮崎、鹿児島は、やっぱり農産物を中心に運んでいるフェリーであること、そして、大分、福岡はほとんど工業製品が中心であること。そのことが地域経済の差として出たんだなとお聞きしたところでした。

何と言っても、宮崎の基幹産業は農業でありますから、カーフェリーへの依存度、そして貢献というのはかなりなものがあるわけです。結局、カーフェリーで運んで外貨を稼がないと宮崎の経済は成り立たないことがはっきりしているわけですから。

それなのにNHKで昼に報道していましたから、多分総務政策常任委員会で取材したんだろうと思うんですが、私はもうびっくりしたんです。結局売上げ減がこれだけあった、1億何ぼとかで数字を出していました。明日また宮日がどういう記事を出すか分かりませんが、結局こういう県民に影響を与える情報はもう少しちゃんと取材していただいて、県の執行部がカーフェリーの必要性や経済の仕組みをしっかりと報道していこうということが大事だろうと思うんです。ぜひその点をよろしくお聞きしたいと、そのように思います。

それから日本の造船業界において、こういうコロナの影響等でかなり受注が減少してきたと。そのことがどういう影響を今後及ぼすのかなという思いなんです。よもや、またこれが積算が上がってくることになると、また大きな問題になってくるかなという思いなんです。そこは計画を実行しているわけですから、しっかりと支援する体制、それをやってほしいなという思いであります。

○松浦商工観光労働部長 まず、新型コロナのカーフェリーの運航に対する影響ではありますが、委員からお話がありましたように、宮崎カーフェリーについて言いますと、農産物がかなりのシェアを占めているということがありまして、ここについてはやっぱり都市部での消費は、どちらかと言うと、むしろ伸びている状況があって、荷物そのものはそれほど減っていない。若干は落ちているというふうには聞いておりますけれども、そういうふうな状況にある。

一方で、大分とか北九州とかいうのは、おっしゃいましたように8割減とか9割減という状態になっているというのは、我々も伺っております。そういう意味で言いますと、本県の経済とうまく合致したような交通機関だという位置づけは我々としても確認しておく必要があると思っております。

それから、今後のお話でありますけれども、とにかく現時点で、それほど大きな影響が出ているわけではないというところで、西村委員からありました燃油の対応が少しありますので、そういったところについては、もともと予定の範囲内で収まっております。

新しい船を造っていく中では、一番最初に造船契約という基本的なところは押さえてありまして、詳細の設計に今入っているという段階であります。そういう中ではそれほど大きな変動が出てくるというふうには見込んでいないようでありますけれども、我々としてもそういったところについては、しっかりと注視していきたいと思っております。

○山下委員 やっぱり県民に要らぬ不安を与えずに、強力にこれを進めていかないといけないわけですから。部長が総合政策部でずっとやられておって、今は商工観光労働部の部長ですか

ら、ぜひ総務政策と商工で連携して、そういう体制づくりをしっかりとやっていただくようにお願いします。

○外山委員 一点だけいいですか。これ分かればですけど、造船会社への支払いはもう始まっていると思うんですけども、同時に金融機関への返済はいつから始まるのかということです。

あと34ページの就航（県貸付）とはどういう意味。県貸付けの返済が始まる、それとも貸付けをするということかな。

○長倉経営金融支援室長 造船会社への支払いは契約時点で始まっております。返済は利息のほうの支払いが始まっていると思います。

あと、この34ページのスケジュールの令和4年の県貸付けについては、就航後に契約の手続をして貸し付けるのが5月なり11月以降ということになります。

○外山委員 県の貸付けはここから始まるわけね。

○長倉経営金融支援室長 はい。

○外山委員 結構です。

○前屋敷委員 企業立地の関係でお願いしたいんですけど、目標に向かって着実に進んでいる状況かなと思うんですけども、特に製造業がずっと増えているんですが、今度のコロナの影響は見られますか。

○大衛企業立地課長 製造業に関しての今後のことですが、私どもとしてはこれから大変厳しい状況になっていくものと考えております。企業の設備投資の動きに関しまして、信用調査会社等がアンケートを取ったり、そういった報道、あと私どもも県内の企業に対しましていろいろとお話を伺ったりしておりますけれども、コロナ禍の中で、やはり手元の資金の流動性を確保して備えたいというようなことで、設



備投資に対して、どちらかというと慎重な姿勢が見られますので、今後については非常に厳しいという考えを持っております。

**○前屋敷委員** 雇用にせっかく結びついたところが継続できないというようなことにならないように、しっかり対策を打っていただきたいと思います。

**○大衛企業立地課長** これまで立地認定をしまして、創業計画を立てて設備投資をしていたところ、あるいは準備を進めていただいているところございますけれど、私どももそういったところにしっかり日頃から接触といいますかフォローアップに努めておまして、できるだけ当初計画に近い形で創業が図られて、目標に向けて雇用していただけるようお願いをしまいたいと考えております。

**○前屋敷委員** 次に、お昼前に御説明がありましたダーバン宮崎ソーイングの件について、今民事再生法の手続が始まっているということですので、結果的にいつになるか分かりませんが、企業再生がかなった折には、雇用の関係はどうなるのかということ。

それから、この136名の従業員のほかに下請が何社かあって、そこでやはり150名ぐらいの方が雇用されていたというふうにも聞くんです。

それと併せて、外国の方の技能実習生が20数名おられるというようなことも伺っているんですけど、その辺のところについて、ちょっと状況を教えてほしいんですが。

**○兒玉雇用労働政策課長** まず、雇用についてでございますけれども、再生がうまくいきましたので、再生計画の認可というようなことが図られてくれば、それに伴って事業がまた動き出してくることになりますので、そうなるかと解雇した人を中心に呼び戻すとか、そういうようなこと

になっていくのかなと思っています。

それと2点目、関連会社のお話が今ありましたけれども、関連会社につきましては、そういった企業の民事再生とかそういった手続にはまだ入っていないと伺っておりますので、状況を注視している段階でございます。

それと最後に、外国人技能実習生のお話がありました。私どもも20数名いらっしゃるというふう聞いておまして、これにつきましては、管理団体——これは熊本県のほうになりますけれども、こちらのほうが今後技能実習生の意向を聞きながら、引き続き日本にとどまって技能実習を続けたいと考えておられる方には、それに沿って新しい実習先を探していくと伺っているところでございます。

**○前屋敷委員** 今、雇用の問題はコロナと相まって大変な状況なので、やはり生活の面も含めて、しっかり手当ができるように県としても努力をしていただきたいと思います。外国人の方々にとっては、急なことでこういうことになってしまったものですから、もうこれから先のことはまだなかなか難しい状況にあるのかもしれませんが、そこは責任を負う形できっちり手当がなされるように、よろしく願いしたいと思えます。

**○山下委員** ちょっと確認しておきたいと思うんですが、事業承継の件です。相談件数も多くて、順調に承継がうまく進んでいたと思うんですが、ここにきてなかなか足踏みが出てきたかなと思うんです。事業意欲の低下とか。雇用の問題は割と改善できてくるかなと思うんですが。

それで、事業承継は順調にいても2年から3年ぐらいかかるということでしたけれども、今、本県の相談件数がどういう状況なのか、分かれば教えていただきたいと思って。我々もい

ろいろ相談を受けているものですから。

**○長倉経営金融支援室長** 事業引継ぎ支援センターへの相談企業数については、昨年度の新規の相談が299社ということで、過去最多を更新する形で順調に来ておりました。

ただ、今回のコロナの関係での相談というのは、4月、5月は来ていないというところがございます。現在の状況で見ますと事業者の方もそこを考える余裕がないというか、資金繰り等でいっぱいというところもあるでしょうから、今後そういったコロナを理由とした廃業を考える方の相談が増えてくるのではないかと見込んでおります。

事業引継ぎ支援センターについても、事業承継ネットワークについても、現在のところなかなか活動が制約されている状況で、企業訪問等も思うようにいかない部分がありますけれども、引き続き、そういった事業者の方の相談に寄り添えるように、センター自体の周知もそうですけれども、センターに相談してくださいというようなPRも含めて、県としても連携していきたいと思っております。

**○山下委員** 毎年300社以上、廃業していく実態の中で、M&Aと事業引継ぎ支援センターが両立してやっているだろうと思うんです。実は東京あたりの大手資本がこちらの事業者とうまく提携ができるような話もあったんですが、東京を中心に足踏み状態になって、元に戻してくれとか、もうちょっと時間をくれとか、そういう状況になっているものですから。何らかの形で対策を講じていただくとありがたいなと思っています。よろしくお祈りします。

**○日高委員** 持続化給付金と、それから事業者の関係でお尋ねしたいんですが、ちょっと戻りますけれども、3ページに持続化給付金の関係が

記載されております。これは国の事業ということで、何回も電話しますが、ほとんどつながりません。昼休み、先ほど担当課に電話番号聞いて10分かけましたけれども、全くつながりません途中で切れてしまいます。またの機会じゃないけど、改めてかけ直してくださいと向こうからプツンと切れますけれども。

これについては、オンライン申請ということですが、スマホも持っていない、オンラインということ自体も分からない、そういう高齢者がたくさんおられます。

ですから、そういう方のために、オンライン申請ではなく書類申請できるように国が考えるという話がありましたが、これは既にでき上がっているんですか。

**○山下商工政策課長** 現時点では、まだオンライン申請のみと聞いております。ただ、この持続化給付金も制度改正が割と頻繁にございまして、対象者の広げ方とかそういったものを今後改正といたしますか、また変わっていくようなところで聞いております。

申請の在り方に関しまして、この資料に県内で9か所のサポートセンターが設置と書いてございますけれども、今後商工会地区で、県内で10か所の商工会を選んでサポートセンターができることになっておりますので、こういったところも今後活用できるのではないかと考えております。

**○日高委員** それはぜひお願いをしたいと思っています。書類申請ができるというような話があったんで、オンライン申請はしばらく待って、それができてから考えましょうかという人がたくさんおられます。行って話を聞くこと自体にちょっと違和感があると、そういう人がたくさんおられますから、国の事業ですから、県に直

接ということにはならないんですけども、その辺のサポートをうまくやっていただきたいと思っています。

それと、もう一点、これも何回かお伺いしているんですけど、国の給付金事業で、事業継承の場合は1月1日から4月1日までの継承が基本となっていますが、実際は、4月、5月になって休業を開始して、その時点で親から事業を受け継いだ方が何名かおられました。

コロナ禍が自分の身に降りかかった、そういう時期に、親がどうしても駄目だから、この際頼むぞということで事業を引き受けると4月1日以降になります。それが対象にならないということになると、非常に不公平感があるなど。本来4月1日と言うと、歴年の会計年度で区切られているような感じで、本当に被害が出てきて大変になったのは、4月、5月、その後ということになるから。

これも国の関係ですから、県がどうこう言えないんですけど、それを聞かれたときに返答のしようがないんです。

ただ、私たちの立場としても分かりませんでは済まされないので、県のほうもこの4月1日の縛りがどういう理由で決まったのか、一般の人たちがちゃんと理解できるような回答を一応そろえておかなければならないと思っていますので、よろしくお願いします。

**○山下商工政策課長** 国の持続化給付金の事業承継の特例の場合の4月1日という日にちの設定の仕方でございますけれども、一般的に言うと前年度の3月31日までとかいうようなことになろうかと思いますが、この国の持続化給付金が閣議決定されたのは4月7日でございます、その前の4月1日にこういった給付金をやり出すということが国民といいますかマスコミ、一

般国民に示された日が4月1日です。要するにその日までに開業している人、事業承継している人を対象として、駆け込みでの開業をまずは除くという考えであったと国のほうから聞いております。

先ほど申し上げましたように、この持続化給付金は、今年の12月までの売上げを対象にしております関係で、そういった期間の対象も今後変更していくというような検討がなされていると聞いております。具体的な変更の内容は伺っておりませんが、一応国のほうに確認したところ、より柔軟に対応していくようなお返事がございました。

**○日高委員** 最後にしますけれども、結局4月の後半になって、親から頼まれて一緒に事業していたけれども継承したと。それが4月の後半だったので、4月1日まで対象だったら、結局もう継承しないで、そのまま黙ってやっていれば給付金を受けられたんです。ですから本来、そういうことが分かっていたなら、4月後半に出した継承届けを取り下げということもできたんですが、それは一応1回出してますから取下げできないと。知っていれば、そんなことはなかったんだなというような話になるわけです、実際問題として。

また、よろしくお願いします。

**○武田委員長** 他に、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○武田委員長** それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

---

午後1時41分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○明利県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくをお願いいたします。

現在、国・県の地域経済、地域社会におきましては、新型コロナウイルス感染症が大きな影響をもたらしており、今後のコロナとともに生きていく社会では、新たな経済、社会の変化がこれまでにないスピードで進む可能性があるということが懸念されているところでございます。

県土整備部といたしましては、そうした変化の中においても、社会の変化の維持の観点から、県民の安全で安心な生活を確保するため、引き続き社会資本の整備を初めとする県政発展の基盤となる県土づくりに努めてまいりますので、委員の皆様におかれましては引き続き御指導、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。申し訳ございませんが、着席をさせていただきます。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、議案につきましては、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」ほか特別議案2件でございます。

次に、報告事項につきましては、繰越明許費、事故繰越しについて、ほか1件について。

最後に、その他報告事項でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応について、ほか2件につきまして御報告させていただきます。

続きまして、予算の概要について御説明いた

します。

1ページを御覧ください。

県土整備部の6月補正予算一覧でございます。令和2年度の6月補正額は、一般会計で、太枠のDの欄の下から5番目ですが、9億9,405万6,000円であります。

その結果、6月補正後の予算額は、右のE欄ですが、907億5,244万5,000円で、対前年度比で106.7%となっております。

また、今回補正がありませんでした特別会計の額を合わせました6月補正後の部予算合計は、E欄の一番下になりますが、921億7,427万1,000円で、対前年度比で106.2%となっております。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては担当課長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○武田委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○斎藤管理課長 管理課であります。

それでは、委員会資料の2ページをお開きください。

県土整備部6月補正予算の公共事業の概要について御説明いたします。

まず、2の補助公共・交付金事業であります。太線で囲んでいるDの列、6月補正額を御覧ください。

道路や港湾、街路では増額する一方、砂防では減額しておりますが、これは国庫補助決定等に伴い、事業間において過不足が生じたことから、関係する事業の予算を補正するもので、一番下の計になりますが、9億6,605万6,000円の増額をお願いしております。

なお、主な事業であります。道路では国県道の橋梁やトンネルの老朽化対策、港湾では油

津港の既存岸壁の耐震改良、街路では車道拡幅などの道路改良などを行うこととしております。

3ページを御覧ください。

3の県単公共事業であります。太線で囲んでいるDの列、6月補正額の一番下の計にありますように、1,600万円の増額をお願いしております。

これは、後ほど道路保全課から説明いたしますが、新規事業、宮崎花いっぱいプロジェクト連携事業の予算であります。

4ページをお開きください。

一般会計の繰越明許費であります。公共道路新設改良事業などの11事業で、合計59億円余を計上しております。

これは、関係機関との調整や用地交渉など、やむを得ない事由により、工事発注が年度当初からずれ込むことに加えまして、今回、国が策定いたしましたガイドラインに準じまして、工事の準備期間及び後片付け期間を見直したことにより、工種ごとに、これまでよりも工事期間が35日から95日ほど延びることで、今後発注する多くの工事の完成が翌年度になってしまうことなどによるものであります。

なお、今議会に繰越明許費を計上させていただくことで、施工時期の平準化にもつながるものと考えております。

5ページを御覧ください。

一般会計の債務負担行為の追加であります。道路建設課の公共道路新設改良事業費で1億5,000万円を計上しております。

これは、東九州自動車道の清武南インターチェンジ整備に伴い、一般県道清武南インター線の改良工事の期間が年度をまたがりますことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

それでは、歳出予算説明資料の99ページをお開きください。

今回、管理課の補正額で1,200万円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は19億355万2,000円であります。

101ページをお開きください。

(事項)建設業指導費、この中で新規事業、建設関連産業雇用受入支援事業を今回計上しております。

説明につきましては委員会資料でいたしますので、お手数ですが、再度委員会資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の事業の目的・背景であります。今回の新型コロナの影響によりまして、経済活動が停滞する中、県内外を問わず、様々な業種におきまして多くの失業者の発生が懸念されております。

このため、公共投資に期待されている雇用の受皿、雇用のセーフティネットとしての機能を効果的に発揮させるために、県が建設業団体と協働して、離職を余儀なくされた方々を建設業や設計コンサルなどの建設関連産業に受入れる体制を整えていくものでございます。

2の事業概要であります。予算額は1,200万円、令和2年度の単年度事業といたしまして、事業内容は、(4)の①にありますように、県建設業協会へのコーディネーターの設置等に300万円、②にありますように、実際の雇用につながった場合、幅広い採用関連経費、例えば技能研修費用などとして、1人当たり15万円を助成することとしており、合わせて900万円を計上しております。

それでは、事業のスキームを御説明いたしますので、7ページのイメージ図を御覧ください。

ここでは、先ほど設置しましたコーディネーターが各地区の建設業協会、さらにはハローワークとともに連携しながら、例えば求職や求人情報の収集、また、相談企業への助言等のほか、各地区協会と市町村との連携を進める、あと、求職者の受入れを含む雇用対策の強化を図るなどの活動をし、事業主に対する助成金交付なども併せて行います。

こういった仕組みにおきまして、6ページの一番下の事業の効果になりますが、地域雇用の維持につなげるとともに、建設関連産業への労働力移動の一助になるものと考えております。

説明は以上であります。

○国府道路建設課長 道路建設課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料103ページをお開きください。

当課の補正予算額は、18億6,249万6,000円の減額をお願いしております。

その結果、補正予後の予算額は173億5,509万2,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

105ページをお開きください。

(事項) 公共道路新設改良事業費であります。これは、県が管理しております国県道の整備に要する経費でありまして、国庫補助決定等により減額するものであります。

次に、工事請負契約の変更について御説明いたします。

委員会資料の9ページをお開きください。

議案第7号は、国道219号岩下工区で施工しております(仮称)岩下トンネルに係る工事請負契約の変更であります。

本件は、昨年度2月議会にて議決をいただいた工事でありまして、現在、トンネル本体工事

に向けた準備工を行っております。

1の事業概要であります。岩下工区は、西都市中尾で実施しております道路改良事業で、延長1,000メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7.0メートル、全体事業費約40億円であります。

2の工事概要であります。トンネル延長612メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8.0メートルであります。

10ページ上の平面図を御覧ください。

現道路には一ツ瀬ダムのすぐ脇を通る岩下隧道がありますが、断面が小さく、右下の写真にありますように大型車同士のトンネル内の離合ができないため、山側に新たにトンネルを整備し、円滑な交通の確保を図ることとしております。

9ページにお戻りください。

3の工事請負契約の概要であります。契約金額は17億4,410万2,580円、変更契約の金額が17億6,436万4,719円、増額2,026万2,139円であります。契約の相手方は、旭・大和・五幸特定建設工事共同企業体、工期は令和2年3月13日から令和4年3月25日までであります。

4の変更理由であります。令和2年3月から適用します公共工事設計労務単価等に係る特例措置による請負金額の変更であります。

その内容について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

上の枠内、最近の全国的な労務単価の上昇を考慮し、国土交通省より、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について」が通知されました。

次の枠内、国土交通省からの通知を受け、技術企画課より受注者に対しまして、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価等について」の運用に係る特例措置について」を通知

したところであります。

特例措置の適用条件は、令和2年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、予定価格の積算に当たって、平成31年3月から適用しております公共工事設計労務単価等を適用したのになります。

本工事では、下の図、右下二重線囲みのおおりに、工事請負契約日が令和2年3月13日であり、予定価格の積算は、左上点線囲みのおおりに、平成31年3月からの公共工事設計労務単価等を適用しており、今回、受注者から請求がありましたことから、特例措置として請負金額を変更するものです。

道路建設課は以上であります。

○有馬道路保全課長 道路保全課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の107ページを御覧ください。

当課の補正予算額につきましては、22億179万2,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は198億9,196万6,000円となります。

以下、補正の内容について御説明します。

109ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共道路維持事業費であります。これは、交通安全施設の整備や橋梁・トンネル等の点検・補修を行う事業でありまして、国庫補助決定等により21億8,579万2,000円の増額を行うものであります。

次に、下の(事項)沿道修景美化推進対策費であります。これは、県が管理する道路の沿道修景美化対策を行う事業で、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に伴い、下の説明の欄、1の新規事業、宮崎花いっぱいプロジェクト連携事業を行う経費として1,600万円の増額を

行うものであります。

この宮崎花いっぱいプロジェクト連携事業につきまして、常任委員会資料のほうで説明させていただきます。

お手数ですが、委員会資料の8ページをお開きください。

本事業の内容について御説明いたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の収束後に開催されるイベントなども見据え、観光地周辺の道路や交通量の多い路線において、沿道の植栽を充実することで、おもてなしの雰囲気醸成を図ることを目的に実施するものであります。

予算額は1,600万円としております。

内容につきましては、イメージ写真を資料の中段付近に掲載しております。

①は国道222号の日南駅前を示しておりますが、一番左の写真のように、花の勢いが衰える時期が短くなるように、これまで植栽を行ってきた箇所につきまして、植え替えの回数を増やすなどし、年間を通じて美しい状態に保つことを目指すものであり、これに係る経費を1,000万円計上しております。

また、②の写真のように、たくさんの観光客が訪れる都井岬線や青島停車場青島線などで、これまで植栽を行うための花壇等が設置されていない箇所について、木製のプランターを設置することとしており、これに係ります経費を600万円計上しております。

これらに使用する花及び木製プランターにつきましては、県産の物を使用することとしております。

このような取組により、地産地消を通じた生産者支援とともに、「美しい宮崎づくり」の一層の推進にもつながるものと考えております。

補正予算関係につきましては、以上であります。

続きまして、議案第8号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。

委員会資料の12ページをお開きください。

議案第8号は、国道218号、干支大橋で施工する耐震補強工事に係る工事請負契約の変更であります。

本件は、令和元年度2月議会で議決をいただいた工事でございます。

まず、1の事業概要であります。本工事は、国道218号の延岡市北方町早日渡の五ヶ瀬川に架かる干支大橋の耐震補強工事で、橋長385メートル、車道幅員6.5メートル、全幅10.5メートル、全体事業費約20億円の事業でございます。

次に、2の工事概要であります。

今回の工事内容といたしましては、地震が発生した際、橋梁の本体に大きな損傷を受けさせない、さらに、橋梁としての機能を早期に回復できるように、粘性ダンパーの設置や部材の改修、補強などを行い、地震に対する耐震性能の向上を目的とする工事であります。

次に、3の工事請負契約の概要であります。契約金額は7億9,750万円、変更契約の金額が8億763万7,103円、増額1,013万7,103円です。契約の相手方は、横河NS・清本特定建設工事共同企業体。工期は令和2年3月13日から令和5年3月25日でございます。

4の変更理由であります。令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価等に係る特例措置による請負金額の変更であります。

変更の内容につきましては、14ページを御覧ください。

先ほど第7号議案で道路建設課長が説明した内容と同じであり、国土交通省からの通知を受

け、本工事につきましても適用条件に該当し、受注者から請求があったことから、特例措置として請負金額を変更するものでございます。

道路保全課は以上であります。

○小牧砂防課長 砂防課であります。歳出予算説明資料の111ページをお開きください。

当課の補正予算額は、2億4,245万円の減額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は63億8,079万3,000円となります。

以下、補正の内容につきまして御説明いたします。

113ページをお開きください。

(事項) 公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地の崩壊の恐れがある箇所での擁壁、のり面工等の整備に要する経費ですが、国庫補助決定等に伴い減額をするものであります。

砂防課は以上であります。

○平部港湾課長 港湾課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の115ページを御覧ください。

当課の補正予算額でございますけれども、一般会計で4億8,288万6,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、一般会計が66億1,658万5,000円となり、港湾整備事業特別会計の7億5,216万5,000円と合わせまして、当課の合計は73億6,875万円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

117ページを御覧ください。

中ほどの(事項) 公共海岸保全港湾事業費でございます。これは、津波対策として海岸保全施設の整備を行うための経費でございますが、国庫補助決定等によりまして5,565万円の増額を



行うものでございます。

次に、一番下、(事項) 公共港湾建設事業費で  
ございます。これは、防波堤や岸壁などの整備  
を行うための経費でございますが、国庫補助決  
定等により4億2,723万6,000円の増額を行うも  
のでございます。

港湾課の説明は以上でございます。

○横山都市計画課長 都市計画課であります。

当課の補正予算について御説明をいたします。  
歳出予算説明資料の119ページをお開きくださ  
い。

当課の補正予算額は、4億232万4,000円の増  
額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は80億2,806万9,000  
円となります。

補正の内容について御説明いたします。

121ページをお開きください。

(事項) 公共街路事業費であります。これは、  
先ほど管理課より説明がありましたとおり、国  
庫補助決定等に伴い増額を行うものでございま  
す。

都市計画課の説明は以上であります。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。  
質疑はありませんか。

○山下委員 6ページの建設関連産業雇用受入  
支援事業です。これは建設業協会に委託です  
から、建設関連、産業だけですよね。例えば測  
量協会とかいろんなところがあるんですが、  
これは建設業協会だけの分野ですよね。

○斎藤管理課長 この事業につきましては、一  
応、建設関連産業という捉え方で、設計コン  
サル業とか、測量とか、そういった関連産業  
も含めて手を挙げていただいて構わないと考  
えております。

○山下委員 分かりました。測量関係も窓口が

建設業協会ということですね。

○斎藤管理課長 委員御指摘のとおり、その  
とおり協会のほうで窓口となって受け付けて  
いただくと思っております。

○山下委員 一つ確認をしておきたいんです  
が、仕事はあるんだけど人も人手がないとい  
うことで、いわゆる技術職の人たちの奪い合  
いなんです。

仮に同じ事業体の中で人を奪い合い、この  
企業から別の企業に来た場合も対象になる  
ということですか。

○斎藤管理課長 今回は、基本的にコロナの  
影響で離職を余儀なくされた方ということで  
整理していこうと思っております。今の建設  
業の中でも、例えばコロナの影響で事業が  
厳しくなったとか、そういった方々が移動  
される場合は対象となると考えておるとこ  
ろでございます。

○山下委員 非常に確認が難しいかなと思  
うんですが、事業の考え方をしっかり周知  
しないと。限られた予算ですから、ぜひそ  
このチェックをお願いしたいと思います。

○斎藤管理課長 委員御指摘のとおり、その  
辺りはコーディネーターとしっかり整理し  
てやっていきたいと考えております。

○山下委員 分かりました。

○前屋敷委員 工事請負契約の変更ですけど、  
毎回同じことを言うんですが、この分が  
しっかり働く人たちのところに届くように、  
県も指導されているとは伺っているんです  
けれども、それを調査するすべはないとい  
うお話でした。やはりこのところは、県か  
ら働く方のところに届くようにしっかり通  
知していただきたいとお願いします。

○境技術企画課長 御指摘のとおり、この  
労務単価の上昇を技能労働者の賃金の引上  
げにつなげることは非常に大切です。また、  
技能労働者

の確保育成や若年層の建設業への入職を促進するためにも重要なことです。引き続きしっかりと受注者や建設業協会等をお願いしていきたいと考えてございます。

○前屋敷委員 よろしく申し上げます。

○武田委員長 他に、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○斎藤管理課長 それでは、委員会資料の15ページをお開きください。

令和元年度から本年度への繰越明許費の確定について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

15ページから17ページにかけまして、繰越明許費について、会計区分ごと、所属ごと、事業ごとに記載しております。

それでは、16ページをお開きください。

表の一番下になりますが、一般会計合計は368億7,814万8,200円であります。

繰越しの理由につきましては、各事業ごとに主なものを記載しておりますが、国の経済対策に伴い、2月補正で予算を計上したことや、関係機関との調整に日時を要したことなどの理由により、工期が不足したことによるものでございます。

17ページを御覧ください。

特別会計についてであります。上の表は、公共用地取得事業特別会計で5,339万8,710円、用地交渉等に日時を要したこと等によるものであります。

その下の表は、港湾整備事業特別会計で1億179万4,000円、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

その結果、県土整備部における繰越額の合計

は370億3,334万910円であります。

18ページをお開きください。

こちらは事故繰越しになります。これも地方自治法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

まず、上の表の一般会計であります。河川課の公共土木災害復旧事業及び県単災害復旧事業の2事業で、8,920万5,317円あります。これは、災害の発生により、工事箇所へのアクセス道路が被災し、その復旧に日時を要したこと等によるものであります。

次に、下の表の公共用地取得事業特別会計であります。用地対策課の公共用地取得事業で3,461万3,466円あります。これは、履行期限までに土地上にある建物が撤去されず、移転完了までに日時を要することによるものであります。

繰越しについての報告は以上であります。

○有馬道路保全課長 道路保全課であります。

委員会資料の20ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、人身及び物損の事故が2件、そして、物損事故が7件でございます。

それぞれの内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載しております。

1番目の枝落下事故につきましては、道路上空まで張り出した樹木の枝が落下して、走行中の被害車両を直撃し、車体の屋根を損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行ってお

りません。

2番目の落石事故につきましては、山側のり面から落下してきた石が車両を直撃し、車体の屋根を損傷したものでございます。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

3番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道上にあった落石に乗り上げ、タイヤを損傷したものでございます。

本件は、制限速度時速50キロのところ、被害車両は約60キロで走行しており、被害者に前方不注視及び速度超過違反の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

4番目の落石事故につきましては、山側のり面から落下してきた石が車両を直撃し、車体の屋根を損傷したものでございます。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

5番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道上にあった落石に乗り上げバンパーとタイヤを損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注視等の過失がございますので、3割の過失相殺を行っております。

6番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道全体に散乱していた多数の落石のうちの一つに車が乗り上げ、頸椎捻挫の受傷とともに、フロントバンパー等を損傷したものでございます。

本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

7番目の枝落下事故につきましては、中央分離帯に植栽されたパームヤシの枝が落下して、走行中の被害車両を直撃し、フロントグリルを

損傷したものでございます。

本件は、事故の状況から、被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

8番目の側溝蓋不全事故につきましては、道路を横断する側溝上を通過したところ、グレーチングが跳ね上がり、車両の底部等を損傷したものでございます。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断しまして、過失相殺は行っておりません。

9番目の側溝蓋不全事故につきましては、道路を横断する側溝上を通過したところ、グレーチングが跳ね上がって車両底部に激しく衝突したもので、腰椎捻挫の受傷とともに、車両底部等を損傷したものでございます。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断しまして、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額につきましては、1万1,550円から126万3,281円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上でございますが、引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課の説明は以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

○西村委員 この最後の2件は、多分同じ状況ということで、改修は即日行われたのですか。

○有馬道路保全課長 委員のおっしゃいますように、8番と9番につきましては同じ箇所の事故でございます。1台目が通過して、その2台後ろの車も損害を受けたという事故でございます。

グレーチングにつきましては、すぐ補修等を行って、事故が起こらないような措置を行っております。

○西村委員 もう1点いいですか。

ワシントニアパームは非常に景観はすばらしいんです。ただ、がくというんですか、枝というんですか、あれが落ちていないときを見たところがないので、たまたまこの人たちは上から落ちてきたタイミングで車が当たってしまいましたが、泣き寝入りされている県民も非常に多いのかなと思うし、場合によっては乗り上げて、気づかないうちに故障されている方もかもしれません。このフェニックスとかワシントニアパームの今後の扱いとか、植栽帯の造り方——真ん中にあるとやりにくいとか、どういう方法がいいのか私もすぐには分かりませんが、ずっと懸案となっていますし、樹齢が来たものの植え替えもやっていますけど、いつまでやっていくのかなど。景観より道路の安全性が一番大事なのに、安全性を脅かすというのはいいものなのかなと思うんですが、このことについて県土整備部の考え方を教えてもらいたいなと思っております。

○有馬道路保全課長 ワシントニアパームにつきましては、委員おっしゃいますように、宮崎の沿道を象徴する景観の一つであります。

一方、非常に伸びが早いということで、現在あるワシントニアパームも20メートルぐらいございまして、非常に維持管理の面で課題が多いと認識しております。

これに対する取組としましては、一つは、国土交通省のほうで委員会等を設置しておりますので、平成29年から国道10号の一の鳥居からデパート前の交差点の区間でワシントニアパームの植え替えを試行的に行っており、合計で約80本

ぐらいのワシントニアパームを植え替えるということで聞いております。

樹高が20メートル近くあるものを4、5メートルのパームに植え替えるということを行っております。

この結果を基に、今後、国交省で南バイパスに向けて800本ぐらい、どういうふうに維持管理していくのかを検討していくと聞いております。

県におきましても、約2,000本のワシントニアパームを管理しております。この国交省の取組を参考にしながら、特に高くなったワシントニアパーム、その辺りをモデル的にどうやっていくか検討をしていきたいと考えております。

○西村委員 本当、すばらしい景観なんですけれど、観光がメインの道路であれば非常にいいんですが、生活道路だったり、幹線道路には非常に不適だと思うんです。

私が、ちょっとどうかなと思うのが、整備のためによく1車線を塞いで草を刈ったり、落ちそうながくを先に取り除いたりしていますけれども、あれも結局2車線のうちの1車線潰してしまって、道路の本来の機能から考えるとどうかなと思って。特に通勤の際、帰る時間帯でもまだ落ちているのを見ると非常に危ないなと思いますので、道路のすみ分けというのもひとつ考えたほうがいいんじゃないかなど。

毎回、損害賠償のところに出て来られるとどうかなという気もしますので、回答はいいですけど、私の気持ちとして伝えたいと思います。

○武田委員長 他に、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようでありますので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○斎藤管理課長 管理課であります。

それでは、委員会資料の21ページをお開きく

ださい。

新型コロナウイルス感染症への対応について御説明いたします。

まず、1の発注者としての対応であります、(1)の表を見ていただきますと、工事等の一時中止を行った県土整備部の件数は、工事・業務を合わせて43件で、全体に占めます割合は約1.4%、現在中止としている案件はなく、公共事業の進捗に特段の影響はございませんでした。

必要に応じて請負代金や工期の変更で対応しております。

その他、打合わせにメール等を活用するなど、接触を極力減らすことや、(4)の前払金等の請求に対して、迅速かつ円滑に対応することにしております。

次に、2の受注者への指導であります、引き続き、感染予防の徹底や従事者の健康管理、万一の場合の連絡体制の構築をお願いしております。

次に、3の地産地消への取組では、資材・工法等へのさらなる地産地消の活用依頼に加え、総合評価方式での評価適用を6割程度までに拡大することにいたしております。

最後に、4のその他であります、民間建築物に対する建築基準法の完了検査を、(1)のとおり、入手困難な設備があっても、設計変更等での対応が可能であれば住宅として完成しているものと扱い、検査済証を交付しております。

また、県営住宅におきましては、(2)の収入減少者に対する家賃等の減免措置や、(3)の住居喪失者への居住の場の提供を行っております。

加えて、(4)のとおり、沿道の飲食店等がテラス等の仮設の施設を路上に設置する場合の道路占有許可基準の緩和等も開始いたしました。

管理課からの説明は以上であります。

○梅下美しい宮崎づくり推進室長 美しい宮崎づくり推進室であります。

委員会資料22ページをお開きください。

次期指定管理者の指定についてであります。

当室所管の施設では、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりまして、県立平和台公園など5つの都市公園等が対象であります。

この5つの施設を3つの募集単位に分けた上で、それぞれの指定管理者により管理運営が行われているところでありますが、令和3年度からの次期、第6期となります指定管理者の募集に当たり、現在の管理運営状況と次期の募集方針などについて御説明させていただきます。

それでは、1、現在の管理運営状況としまして、指定管理者ごとに御説明いたします。

(1) 県立平和台公園及び県総合文化公園につきましては、ア、施設の概要の(イ)にあります指定管理者として、株式会社馬原造園建設が管理を行っております。

次に、イ、施設利用状況であります、令和元年度で見ますと、県立平和台公園は5万5,841人、県総合文化公園は5万2,701人の利用者数となっております。

次に、ウ、施設収支状況であります、収入の欄2行目の指定管理料は、令和元年度で見ますと9,044万4,000円となっております。

次に、エ、利便性などの取組と、次のオ、評価は、併せて御説明いたします。

(ア) 県立平和台公園では、平和の塔内部公開や、ホテル観賞会などの地域特性を生かした自主企画事業に取り組むとともに、公園ボランティア団体を活用した花壇整備等を行うなど、県民との協働にも積極的であります。

右の23ページを御覧ください。

(イ) 県総合文化公園では、公園で遊ぼうツ

リーニング体験会や、盆景づくり&樹木勉強会等の各種園芸教室など、自主企画事業に取り組むとともに、花しょうぶの補植や、公園ボランティア団体を活用した花壇整備等を行うなど、県民との協働にも積極的であり、両公園とも管理運営は適切に行われていると評価しております。

続きまして、(2) 県総合運動公園及び県立青島亜熱帯植物園につきましては、ア、施設の概要の(イ)にあります指定管理者として、一般財団法人みやざき公園協会が管理を行っております。

次に、イ、施設利用状況であります。令和元年度で見ますと、県総合運動公園は121万9,602人、県立青島亜熱帯植物園は32万4,293人の利用者数となっております。

次に、ウ、施設収支状況であります。収入の欄2行目の指定管理料は、令和元年度で見ますと1億3,864万6,000円となっております。

次のエ、利便性などの取組は、次の24ページをお開きいただきまして、オ、評価と併せて御説明いたします。

(ア) 県総合運動公園では、バラまつりや、春・秋のお茶会などの自主企画事業に取り組むとともに、周辺施設と連携した、ぐるっと青島レンタサイクルを主体的に運営し、公園内の利用者や青島の観光客の利便性の向上が図られております。

(イ) 県立青島亜熱帯植物園では、ブーゲンコレクションや、パラボラチョコカフェの自主企画事業に取り組むとともに、青島サンデーマーケットや、季節ごとのフラワーショーなど、青島地域の関係団体や周辺施設と連携した取組によりまして、青島地域の活性化に貢献しており、両公園とも管理運営は適切に行われていると評

価しております。

続きまして、(3) 特別史跡公園西都原古墳群につきましては、ア、施設の概要の(イ)にあります指定管理者として、一般財団法人みやざき公園協会が管理を行っております。

次に、イ、施設利用状況であります。令和元年度で見ますと2万9,662人の利用者数となっております。

次に、ウ、施設収支状況であります。収入の欄2行目、指定管理料は、令和元年度で見ますと2,787万円となっております。

右の25ページを御覧いただきまして、エ、利便性などの取組と、次のオ、評価は併せて御説明いたします。

西都原古墳群では、春の山野草を食べようや、昆虫観察会、星空観察会などの自主企画事業に取り組むとともに、西都原考古博物館やガイドンスセンターこのはな館など周辺施設や地域との連携も良好であり、管理運営は適切に行われていると評価しております。

それでは、2、次期の募集方針(案)について御説明いたします。

(1) 募集対象施設ですが、今御説明しました現在と同じアからオの5つの施設を対象としております。

(2) 業務の範囲は、アからエにあります都市公園等の利用に関する業務などの4つの業務になります。

(3) 指定期間は令和3年4月1日からの3年間であります。

(4) 基準価格とは、指定管理料の上限額でありまして、現在と同じ3つの募集単位ごとに、1、平和台公園と総合文化公園で年額9,045万6,000円、2、総合運動公園と青島熱帯植物園で年額1億4,419万6,000円、3、西都原古墳群

で年額3,055万8,000円とそれぞれの基準価格を設定しております。

(5) 利用料金を設定している県立青島亜熱帯植物園にある学習室の使用料は、指定管理者が徴収業務を行い、その全額は県の収入となります。

(6) 募集概要の募集期間としましては、7月2日からの約2か月間としております。

次の26ページをお開きください。

(7) 資格要件として、アからクまでの8項目の資格要件を設定しております。

(8) 選定であります。ア、審査の流れとしましては、表の上段にあります書類審査として、申請された書類に基づき、県で資格審査を行います。

次に、表の中段にあります指定管理候補者の選定委員会において、応募者のヒアリングなどを行って審査を行います。

最後に、表の下段にあります指定管理候補者の選定会議で、選定委員会の審査結果と県で評価した結果を照らし合わせて、候補者の案を確認することとしております。

イの表に選定委員会の構成を、ウの表に選定会議の構成をお示ししております。

右の27ページを御覧ください。

(9) 選定基準ほかにつきましては、表中のアからオの5つの選定基準によりまして、記載の審査項目と配点により審査を行うこととしております。

最後に、3、スケジュールであります。

今月11日に第1回の選定委員会を開催し、募集方針などについて御意見を伺ったところであります。今後、7月2日から募集を行い、9月下旬に第2回の選定委員会による審査や、10月上旬の選定会議による確認を経て指定管理候補

者を選定した後、11月定例県議会に指定管理者の指定議案を提出させていただく予定であります。

議決後、基本協定の締結などを経まして、令和3年4月から新たな指定管理者による管理業務を開始したいと考えております。

説明は以上であります。

○**廣松高速道路対策局長** 高速道路対策局長の廣松です。どうぞよろしくお願いたします。

委員会資料の28ページをお開きください。

高速道路等の整備状況と主な課題について説明いたします。

初めに、1の整備状況の概要についてであります。

図の中に①から⑭まで各区間に番号を振っておりますので、その番号順に説明いたします。

まず、北から順に九州中央自動車道についてです。

①にありますとおり15.9キロメートルが供用済みです。

②の雲海橋—平底間の5.1キロメートルは国において現在事業中であり、このうち雲海橋—日之影深角間の2.8キロメートルが平成30年11月に開通しており、残りの日之影深角—平底間は令和3年内に開通予定であります。

③の五ヶ瀬東—高千穂間の9.2キロメートルは平成30年度に新規事業化され、④の蘇陽—五ヶ瀬東間の7.9キロメートルは今年度新規事業化され、国において事業中であります。

⑤の高千穂—雲海橋間の約3キロメートルは平成30年2月に計画段階評価が完了し、事業化に向け調査中です。

⑥の平底—蔵田間の約16キロメートルは調査中です。

次に、東九州自動車道についてです。

⑦にありますとおり136.8キロメートルが供用済みであり、このうち延岡南から清武南までが有料区間となっております。

⑧の清武南―日南北郷間の17.8キロメートルは、国が現在事業中であり、芳ノ元トンネル周辺の地滑り対策が順調に進捗した場合、令和4年度に開通予定であります。

⑨の日南東郷―油津間の3.2キロメートルは平成28年度に事業化され、国が現在事業中であり、昨年度から改良工事に着手しております。

⑩の油津―南郷間の6.4キロメートル、⑪の奈留―夏井間の14.1キロメートルは、昨年度新規事業化されました。

⑫の南郷―奈留間の約13キロメートルは国が調査中であり、新規事業化を目指しています。

⑬の宮崎西―清武間の一部3.7キロメートルは、昨年度、4車線事業化されました。

⑭の日向―都農間、高鍋―宮崎西間は、昨年9月、4車線化の優先整備区間に選定されました。

次に、都城志布志道路についてです。

国道交通省、宮崎県、鹿児島県で事業を進めているところであり、⑮の国土交通省施行区間の13.4キロメートルのうち、横市―平塚間の2.8キロメートルが昨年3月に開通しましたので、供用済み延長は4.7キロメートルとなり、現在事業中区間の8.7キロメートルのうち、乙房―横市間の3.0キロメートルが令和3年度に開通予定です。

⑯の宮崎県施行区間8.6キロメートルのうち、供用済み延長は5.7キロメートルで、現在事業中の金御岳―県境間の2.9キロメートルは今年度開通予定です。

⑰の鹿児島県施行区間22.3キロメートルのうち、供用済み延長は12.6キロメートルで、現在

事業中区間9.7キロメートルのうち、県境―末吉間の2.9キロメートル、有明東―志布志間の3.6キロメートルが今年度開通予定です。

次に、⑱の山之口SAについてですが、一般道からも利用できるよう整備され、今年1月にリニューアルオープンしました。

⑲の国富スマートICは、昨年10月に開通しました。

⑳の新富スマートICは、事業化に向け現在調査中です。

㉑の川南PAについてですが、隣接地におきまして、川南町が、情報発信及び物販施設といたしまして、かわみなみPLATZを整備し、今年4月にオープンしました。

以上が整備状況の説明です。

次に、2の主な課題について説明いたします。

南海トラフ巨大地震などの大規模災害への対応の観点や、物流の効率化の促進など、県内の経済活動の基盤をつくる観点から、(1)ですが、事業化されていない区間の早期事業化、(2)ですが、事業中区間を早期に完成させることが課題です。

次に、(3)ですが、暫定2車線区間においては、物流拠点である細島港などへの定時性を確保し、物流の効率化を図るとともに、大規模災害により被災した場合において、迅速に通行機能を回復できるよう早期の4車線化が課題です。

次に、(4)ですが、地域の活性化や、高速道路利用者の安全性・利便性向上の観点から、休憩施設のさらなる充実が課題です。

最後の(5)につきましては、全体に関する話になりますが、高速道路利用による物流の効率化や利便性向上などのため、アクセス道路などの整備促進を図るなど、利活用を促進することが課題です。



説明は以上でございます。

○武田委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

○日高委員 二、三点お伺いしたいんですが、まず最初に、21ページの新型コロナへの対応について、4番目のその他、(2)と(3)の公営住宅の関係でお伺いします。

2月に公営住宅の空き家の状況につきまして一般質問させていただきました。県営住宅も、1割以上が空き家であるというようなことでしたが、お伺いしたいのは、(2)の県営住宅の家賃の減免が4件と記載されています。これは、具体的には本人が自ら申請に来られたのか、または見かねた民生委員さんたちが紹介してくれたのか、その辺は何か分かりますか。

○金子建築住宅課長 家賃等の減免につきましては、今のところ減免措置をしたのが4件ということで、申請自体は今6件来ております。

相談につきましては、指定管理者の管理会社が窓口で具体的な内容を受けておまして、その中で相談を受けて、減免手続の申請をするということであれば説明しております。

内容的には、大型商業施設が休業で収入が減ったとか、飲食業関係やタクシー関係の方からの御相談が多いようです。

○日高委員 多分、対象者というのは今から増えてくると思うんです。ただ、なかなか家賃の減免までは言いづらい人は大分おられると思います。

今日、午前中、商工観光労働部の資料の中で、市町村による商工業者への支援の主な取組という一覧表をいただきました。その中で家賃の補助を上げている市町村は幾つかあります。これは市町村の単独事業です。

ただ、これは小売業者や飲食業、そういった

事業者で減収のあった人に対する家賃の補助というのがほとんど前提になっています。

やっぱり気になるのは、雇い止めとか、派遣切り、そして、特に、小さいお子さんや児童・生徒を抱えているシングルマザー、そういった方々も入居されていることが多いと思いますけれども、家賃の減免とか、そういったところまでは考えておられない方も多んじゃないかと思うんです。

ですから、そういった方については、なるべく啓発をしていただくように、ぜひその辺にも目を向けていただいてほしいなと思っています。

特に今回は県営住宅の話ですけども、県営よりもっと市町村営は空いていますので、そういったところにも目配りをしてほしいなと思います。

それと併せて(3)ですけども、「解雇や廃業等により住居から退去を余儀なくされる方、また、された方」ということですが、これは限定されていますが、これだけが対象ということになるんですか。退去を余儀なくされた方、そういった方に限定されるということでしょうか。

さっき言ったように、例えば子供を抱えたお母さんたちが5万円の所に住んでいるけれども、もっと安い2万円の公営住宅に何とか入りたいというような話になった場合は、これは該当するのか、しないのか。県営住宅と市町村営住宅も同じような立場にあると思いますので、そこはどうなんでしょうかと。

○金子建築住宅課長 まず、(2)の家賃等減免につきましては、市町村営住宅についても同様な措置をするように通知、指導しております。

それから、住居喪失者につきましては、コロナの感染症対策等のために、解雇や廃業等によりまして住居を失った方が、やはり対象となっ

ております。

先ほどの子育て世帯の方につきましても、別の要件で県営住宅への入居ができますので、それぞれの世帯の方の状況に応じまして、柔軟に丁寧の説明して、そういった相談に乗っていきたいと思っております。

**○日高委員** 前向きに取り組んでいただくと理解しておりますので、この際ですから余っている所を、本当に有効活用していただくと助かるかなと思います。そういうのを待っている人がたくさんはいないかもしれませんが、いるんだと思います。よろしくをお願いします。

**○前屋敷委員** 県営住宅の提供の件ですが、先日、募集を見かけたんですけども、非常に戸数が少ない状況だったんですけど、今現在、何世帯分を準備しているんですか。

**○金子建築住宅課長** 住居喪失者のための県営住宅の提供につきましては、県内で12戸用意しております。県央が5戸、県南県西が3戸、県北が4戸の12戸を予定しております。

**○前屋敷委員** 現段階で申請がなされていますか。

**○金子建築住宅課長** 6月4日にプレスリリースしまして、県のホームページとか指定管理者のホームページに載せております。現在のところ、相談のほうもまだございません。

**○前屋敷委員** これから暮らしに影響も及んでくるかなと思います。

これを見たときに、全体として非常に準備戸数が少ないなというのが第一印象でした。かなり整備しないと入れない所もあるかもしれませんが、空いている所は多いと思いますので、ぜひ手当てをしていただきたいと思います。

**○金子建築住宅課長** この12戸につきましては、退去後のクリーニングとかを済ませまして、す

ぐにでも入れるような状況にしております。

今後、退職者等が増えましたら、必要に応じて入れてくれる住居は確保していきたいというふうに考えております。

**○前屋敷委員** お願いします。

**○日高委員** なかなか、こういう場で言うのも場違いかもしれませんが、いつかは言いたいなとずっと思っていることがあって。私、役場に勤めておりましたから、そこでも大分言ったんですけども、笑い飛ばされて、駄目とずっと言われていて。

22ページの指定管理者の指定にあります平和台公園と県総合文化公園ですけども、ここということじゃないんですが。この前、平和台大橋の下に行きまして、私はそれまでよく橋脚の所で壁当てをしてキャッチボールをしているのですが、5月の連休まではお父さん、お母さんが子供連れでよく来られていました。

子供に壁当てをさせて、バレーボールのアタックの練習とか、テニスの打ち方とか、キャッチボールとか、5～6メートルしかない橋脚を半分ぐらいに分けて使っておられるんです。

それが5月の連休明けになりましたら張り紙がありまして、私は国交省の関係かなと思ったから、宮崎市の公園管理協会とか何かそういうところでした。「壁当ては今後一切禁止です」という張り紙がされていて、壁当てはできなくなりました。

いつも思っているのは、公園に幅100メートルぐらいで高さ5メートルぐらいの壁ができないかなと。私たちの年代の方は御存じかもしれませんが、代々木公園の壁当てというのは昔から有名で、今はどうなっているのかよく分かりませんが、あんな壁が一つあったら、サッカーゴールを書いて、バレーやテニスのネット

の高さを書いて、それから、野球のストライクゾーンを書いて——私、壁があったら1時間でも2時間でもできるなど思っているんです。

だから、子供たちも一人で遊べるところがなかなかないんです。だから、平和台公園だと、北側、団地のほうに運動公園とかあります。ああいう所にもし壁ができたとしたら、子供は一人で行って、何時間でもそこでピッチングができたりするんだがなといつも思っているんです。

今この場で言うことではないかもしれませんがけれども、何かの折にぜひそういうものを考えてほしいなど。多分、子供たちも本当に喜ぶと思うんです。大人も一人でずっと遊べます。

余計なことでした。申し訳ありません。

**○外山委員** 指定管理の関係ですけれども、それぞれの指定管理料というのは、25ページの基準価格のことか。

**○梅下美しい宮崎づくり推進室長** 今、委員からお話のありました25ページの基準価格でございますが、こちらは施設の管理者である県が、次期指定管理者を募集するに当たり、この金額を参考として示しまして、応募者はこの基準価格を参考に、それを超えない額で提案していただくこととなります。

**○外山委員** なるほど。

例えば最初の平和台公園は、9,044万4,000円から9,045万6,000円と、令和元年度の実際の指定料よりも令和2年度の基準値が高いわけです。

基準値は赤字だったから増やしたとか、黒字だったら減らしたというものではないよね。

**○梅下美しい宮崎づくり推進室長** 平和台公園でいきますと、平成30年度と令和元年度と令和2年度が今の指定管理の期間でございます。当初、指定管理料としては、平成30年度の額を見ていただきますと、8,880万円を年額として基本

協定を結ばせていただいています。

令和元年度が9,044万4,000円と増えていますがけれど、こちらにつきましては、消費税の上昇分とか、そういったもので年度協定で増額した分でございますので、若干増えておるところです。

25ページに戻っていただきまして、基準価格をどうやって算出するのかという話ですが、平成29年に今の指定管理の基準価格を設定したときを参考に、人件費の単価が変わっているとか、義務的経費、その他の費用として修繕費とかを見込みまして、一般的にこの程度かかるであろうという額で定めさせてもらった基準価格でございます。

25ページの9,045万6,000円はそれで算出おります。

**○外山委員** なるほど、分かりました。

では、一番最後の西都原古墳群を例に取れば、令和元年度の収支で126万円の赤字が出たので、今度、いろんな経費が足りないだろうということで基準価格を少し上げたのではない、そういう解釈でいいのかな。

**○梅下美しい宮崎づくり推進室長** 24ページの西都原古墳群の分で、令和元年度の収支差額が126万4,000円の赤字となっております。こちらで赤字が出たからといって基準額を見直したということではなくて、あくまでも前回の基準価格算定からの変動とかを評価して算出しております。

この赤字につきましては、指定管理者がいろいろ、この管理をする中で努力する分がござります。例えば、自主事業とかで、それで賄うとか、そういった経営努力で黒字になれば吸収できます。こちらについては赤字の分を補填するとかという考えではございません。

○外山委員 分かりました。

○武田委員長 他に、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時01分休憩

---

午後3時05分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、19日に行いたいと思います。

再開時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後3時05分散会

令和2年6月19日(金曜日)

---

午御1時7分再会

---

出席委員(8人)

委員	長	武田	浩一
副委員	長	坂本	康郎
委員		外山	衛
委員		山下	博三
委員		西村	賢
委員		日高	利夫
委員		田口	雄二
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課	主査	井尻	隆太
議事課	主査	増本	雄一

---

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、採決を行います。採決は一括でよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第7号から第8号、議案第12号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第7号から第8号、議案第12号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見を願います。暫時休憩いたします。

午後1時08分休憩

---

午後1時15分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、延期となっております県内調査について、県北調査を7月の15日から16日、県南調査を8月の5日から6日に実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先について、改めて皆様から御意見を伺いたしたいと思います。

参考までに、お手元に資料として過去5年分の商工建設常任委員会の調査実施状況と、県内調査調査先候補の概要を配付しております。

また、県外調査につきましては10月に実施予定ですが、現時点で何か御意見、御要望がありましたら、併せてお出しいただきたいと思えます。暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

---

午後1時20分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県内調査の日程、調査先等につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は7月22日、水曜日に開催を予定しております。

当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行うこととなっており、昨年の総会以降の経過を中心に、委員長が報告を行うことになっております。

この報告につきましては、お手元に配付の委員長報告骨子(案)を基に行いたいと思っておりますが、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、総会における委員長報告につきまして、詳細については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するため全員協議会、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となりますので、よろしく願いいたします。

○武田委員長 次に、閉会中の委員会についてであります。

7月20日に予定されております閉会中の委員会につきまして御意見はないでしょうか。

○西村委員 観光関係の損失に関するデータが出ていれば、執行部からその辺の報告を。飛行機が何割減でどうかあれば。まだまとまっていないかもしれないけど。

○武田委員長 それでは、そのように執行部のほうにお願いしたいと思います。

なお、7月の閉会中の委員会では、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会の総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしく願いいたします。

そのほか何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時23分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 武 田 浩 一